

諸外国の公共放送に関する制度について

公共放送WG事務局

令和4年12月22日

I 概観

諸外国の公共放送の概要

		英国	独国		仏国	日本
国内	テレビ	B B C 	A R D (ドイツ公共放送連盟) 	Z D F (第2ドイツテレビ) 	F T V (フランステレビジョン) 	NHK (日本放送協会) 
	ラジオ			D L R (ドイツユラントラジオ) 	Radio France (ラジオフランス) 	
国際	テレビ		Deutsche Welle (ドイチェ・ヴェレ) 	—	France Médias Monde (フランスメディアモンド) 	
	ラジオ					

水色で示しているのが、本資料で取り上げる公共放送機関

各国の公共放送の保有メディア

国		英国	独国		仏国	日本
放送主体		BBC	ARD	ZDF	FTV	NHK
国内放送	地上波	8ch (特定地方2ch)	4ch (州域計9ch)	3ch	14ch (海外県9ch)	2ch
			共同制作3ch (他国との共同制作2ch)			
	衛星波	地上波を サイマル放送	地上波を サイマル放送	地上波を サイマル放送	地上波を サイマル放送	4ch
ラジオ		9ch (地方放送 計47ch)	(53ch※1)	※2	※2	3ch
インターネット	同時配信	iPlayer	ARD Mediathek	ZDF Mediathek	france.tv、 Franceinfo	NHKプラス
	見逃し・オンデマンド	iPlayer	ARD Mediathek	ZDF Mediathek	france.tv、 Franceinfo	NHKプラス、 NHKオンデマ ンド
	限定チャンネル	1ch (ラジオ)	1ch (動画)		1ch (動画)	×
国際放送	テレビ	16言語	※2		※2	2言語※3
	ラジオ	28言語				18言語

括弧書きは、他のチャンネル ※1 各州公共放送協会が提供しているチャンネルの総数 ※2 他の公共放送機関が提供

※3 インターネットで、英語放送の同時配信に多言語生字幕（9言語10種類）を付加するサービスや、多言語によるオンデマンド配信等を実施

各国の公共放送のインターネット配信の状況

国		英国	独国		仏国	日本
放送主体		BBC	ARD	ZDF	FTV	NHK
法的根拠と位置づけ		特許状で必須業務と位置づけ (2007年～)	州間協定でテレビやラジオと並列の必須業務と位置づけ (2000年～)		放送法第43-11条で必須業務 (2009年～)	任意業務
インターネット配信の財源		受信許可料 (制限なし)	放送負担金 (制限なし)		受信料から付加価値税へ	受信料 (最大200億円) ※2号受信料財源業務
インターネット配信利用者 (2021年度平均)		iPlayer週間ログインユーザー1,330万人 (人口の20%)	ARDまたはZDFのコンテンツの週間利用率は人口の21%		France.tvの月間インターネットユーザー2,450万 (人口の36%)	NHKプラスの週平均ユニークブラウザ数122.4万
インターネット配信の位置づけ (BtoC業務)	同時配信	実施が必要な業務 (利用者がコンテンツにアクセスできるようにするために合理的に実行可能なストリーミング、オンデマンド含む全ての手段を取る必要がある)	実施が必要な業務		実施が必要な業務	任意業務の一部
	見逃し		ARDとZDFは以下のようなデジタルサービスを提供する ・見逃し配信 (30日後まで、一部7日後) ・オンデマンド配信 ・歴史文化に関するアーカイブコンテンツ			
	オンデマンド					
	専用コンテンツ		明確な規定なし	実施が必要な業務		
プラットフォームへの提供等 (BtoB業務)		明確な規定なし	実施可能な業務		明確な規定なし	任意業務の一部
インターネット配信に対するコンテンツ規律		リニア配信は放送と同等の規律がかかる				
		Ofcom Broadcasting Standards Code に準拠	州間協定でサービス内容規定 (提供可能/不可なコンテンツに指定)		独自の規定あり (青少年保護など)	

諸外国の公共放送における受信料等の制度

	英国	独国	仏国	日本	
名称	受信許可料	放送負担金	付加価値税	受信料	
放送主体	B B C	A R D、Z D F	F T V	N H K	
徴収主体	B B C (民間に委託)	A R D、Z D F (別法人が共同で 一元的に徴収)	政府(経済財政省) (個人は住居税、法人は付加価値 税と一括徴収)	N H K	
料額(年額) ※1、※2	23,384円	28,287円	17,717円 (旧制度)	地上 14,700円 衛星 26,040円※3	
受信料収入 ※1、※4	5,589億円	合計：10,813億円	—	6,801億円	
徴収費用 (徴収費用/徴収額全体) ※1、5	176億円 (3.2%)	245億円 (2.1%)	—	622億円 (9.1%)	
徴収率※6	91.1%	93.0%	—	79.6%	
支払者	受信機を設置又は 使用する者	全ての住居占有者及び 事業主	個人、事業体	受信機の設置者	
TVなどの受信設備以外で受信料 の徴収対象となる受信機	テレビコンテンツもしくはBBCの VODを受信する目的の全ての装 置	(受信機の有無問わず)	—	—	
支払単位	個人	受信機を持つ住居ごと	全ての住居	個人	受信機を設置する世帯 (家計をともにする住居ごと)
	法人等	事業所 (受信機台数等に応じた体系)	事業所 (従業員数等に応じた体系)	事業体	受信機を設置場所ごと (部屋や自動車台数等に応じた体系)
強制徴収(行政手続)	×	○	—	×	
罰則等(刑事罰)	○	○	○	×	

※1 邦貨換算は、2021年の年間平均レートを使用

(1ポンド= 147.07円、1ユーロ= 128.39円、1ウォン= 0.0941円)

※2 料額(2021年度)について、現地通貨では下記のとおり

英国…159ポンド、仏国(海外県等を除く。)…138ユーロ(旧制度)、独国…220.32ユーロ、

※3 NHKの年間受信料額は前払割引前の口座振替、クレジットカード払いの月額

(地上=1,225円、衛星=2,170円)に基づき算定

※4 受信料収入(2021年度決算)について、現地通貨では下記のとおり

英国…3,800百万ポンド

仏国…3,585百万ユーロ(内フランステレビジョン…2,394百万ユーロ)

独国…8,422百万ユーロ(全体。内数：ARD、ZDF…7,910百万ユーロ)

※5 徴収費用(2021年度)について、現地通貨では下記のとおり

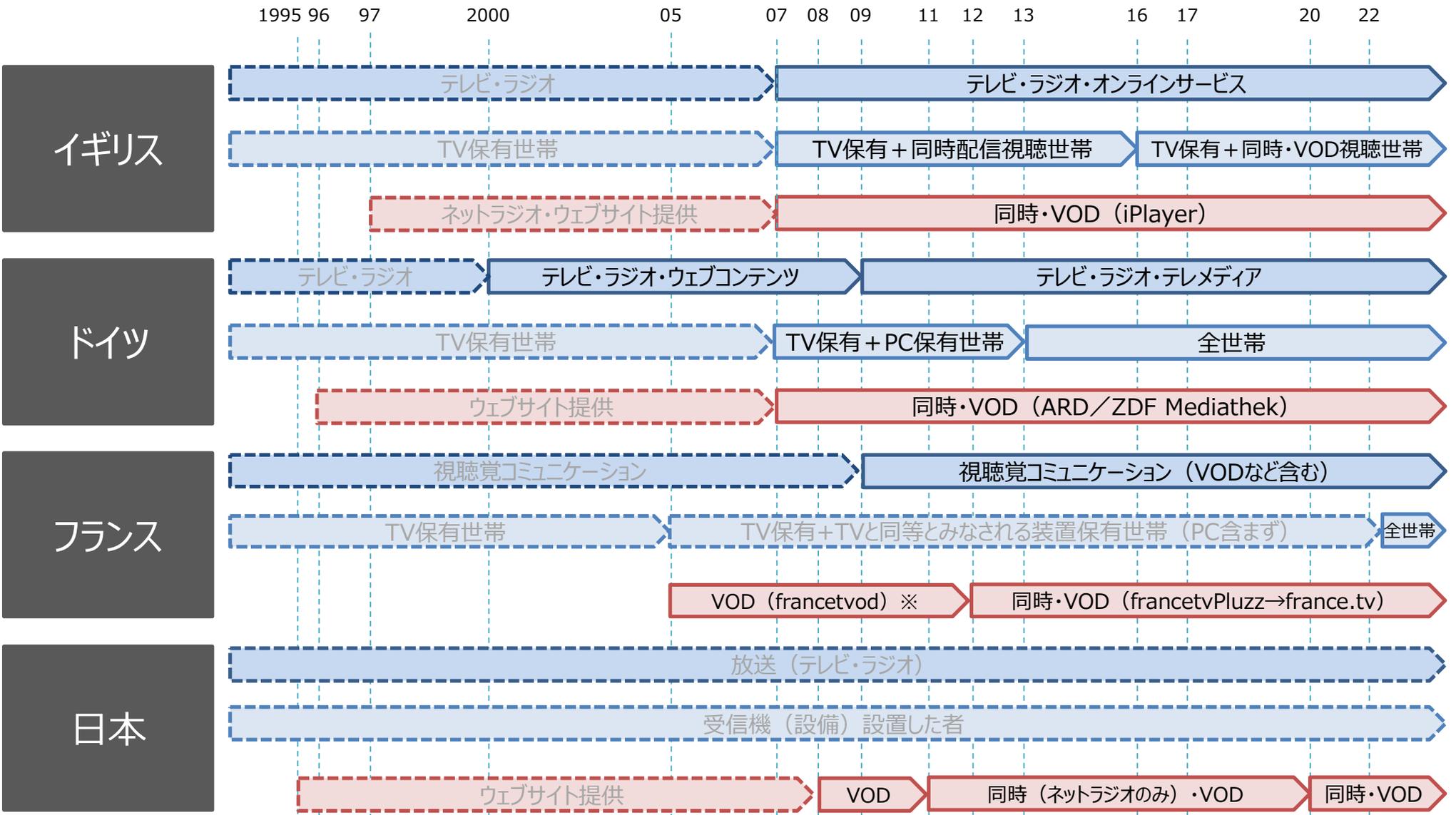
英国…122百万ポンド、独国…191.2百万ユーロ(ARD・ZDF相当)

※6 徴収率について、日本、英国、独国は2021年度。

各国公共放送におけるインターネットサービスの位置づけの変遷

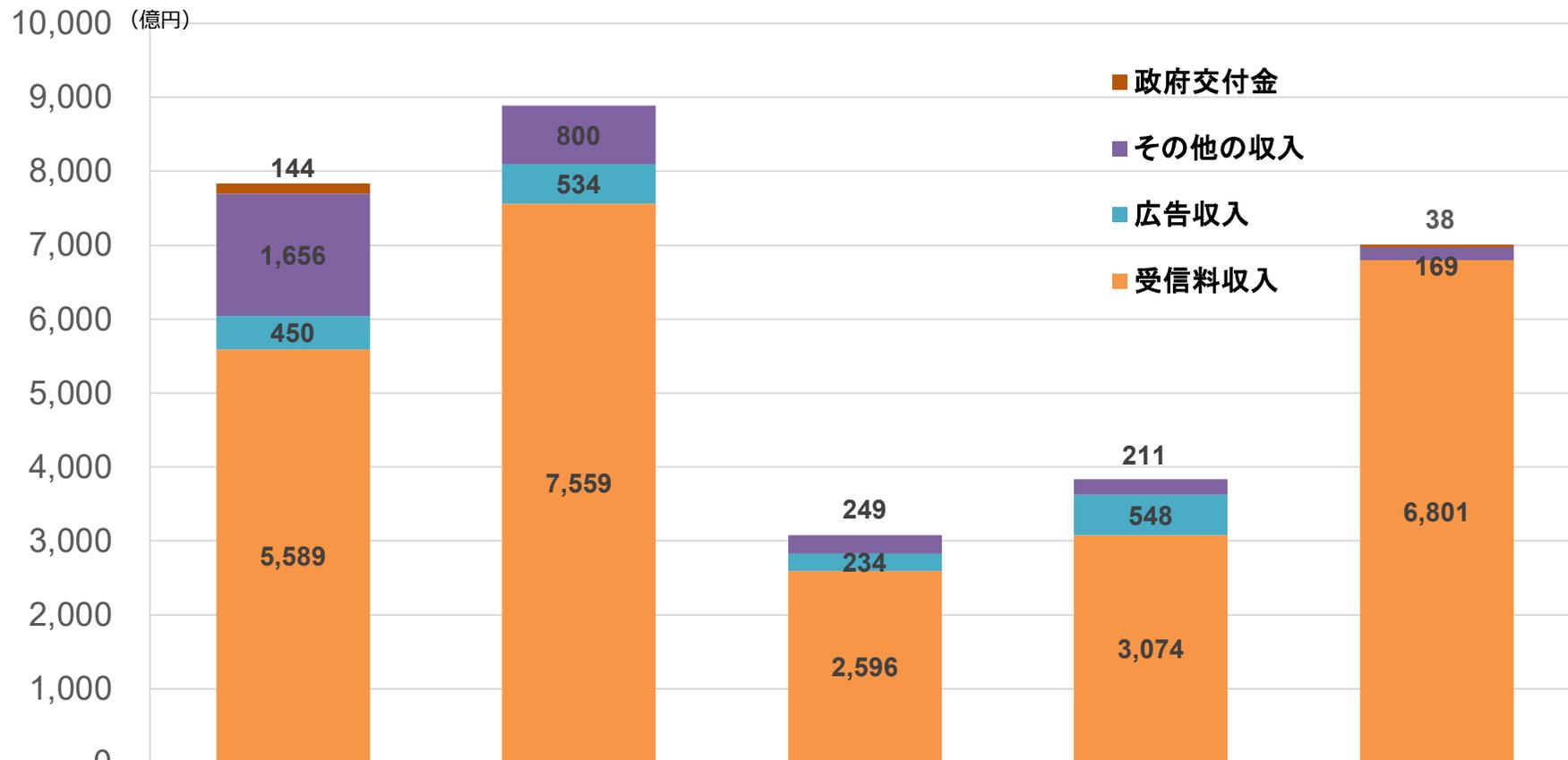
凡例

- 必須業務対象
- 受信料対象
- インターネットサービス内容



※初期有料→2008年から放送後7日間まで無料

各国の公共放送の事業収入



	イギリス (BBC)	ドイツ (ARD)	ドイツ (ZDF)	フランス (FTV)	日本 (NHK)
■ 政府交付金	144	0	0	0	38
■ その他の収入	1,656	800	249	211	169
■ 広告収入	450	534	234	548	0
■ 受信料収入	5,589	7,559	2,596	3,074	6,801

出典：各国公共放送の決算資料

※ 円換算は2021年の年平均レートで計算（1億円未満四捨五入）（三菱UFJリサーチ&コンサルティング公表レート参照）。NHKは億円単位で切り捨て。

※ 各国2021年度収入額（ドイツについては、ARDが公表する各州放送協会の合計値、ZDFが公表する金額）

※ BBCについては連結子会社を含む。BBCの子会社は、広告収入等を財源とする国際放送を行っており、その商業収入はBBC本体に還元されることとなっている。

※ 「その他の収入」には、番組販売収入、製作収入、その他の事業収入が含まれる。「その他の収入」に含まれる収入項目は放送機関ごとに異なる。

Ⅱ 国別の動向

(1) 英国

BBCの概要

社名	British Broadcasting Corporation
設置根拠	特許状（Royal Charter）に基づき、公共放送の在り方、目的、組織、業務等を規定。 現行特許状の有効期限は2017年1月1日～2027年12月31日。
本社	イギリス ロンドン
設立	1922年にイギリス放送会社として設立。 1927年以降、特許状に基づく公共法人化。
職員数	21,281人（グループ全体：2021年度）
収入 (2021年度)	総収入：53億3,000万ポンド（約7,839億円）※1,2 許可料：38億ポンド（約5,589億円） 広告収入：3億0,600万ポンド（約450億円）

提供サービス

テレビ	BBC ONE（総合編成） BBC TWO（総合編成） BBC Three BBC FOUR（文化、芸術） CBBC（子供向け） CBeebies（就学前児童向け） BBC NEWS（24時間ニュース） BBC PARLIAMENT（議会中継） BBC Alba（スコットランド限定） BBC Scotland（スコットランド限定）
ラジオ	（全国放送） 全9チャンネル （地域放送） 47のローカルラジオチャンネル
インターネット	（同時配信・見逃し配信） BBC iPlayer
国際	BBC World Service BBC World News

※1 連結子会社を含む。

※2 ※1ポンド=147.07円（2021年の年間平均）

受信許可料

予算・決算

受信許可料 (2021年4月～)

年額159ポンド（約23,384円）
※ 1ポンド=147.07円（2021年の年間平均）

- 2003年放送通信法に基づき国務大臣が定める「放送通信規則」に規定。
- 毎年、政府が次年度の受信許可額を決定し、発表。値上げを行う場合には、議会へ報告し、質疑が行われるが、議会の承認は必要としない。
- 受信許可料額は、2010年から7年据え置かれた（145.50ポンド）が、2017年以降の5年間については、政府とBBCの間の取決めにより、消費者物価指数に併せて値上げすることとしている。

受信許可料額の決定方法

徴収後

国庫（Consolidated Fund）に納入され、国庫交付金（Grant-in-Aid）としてデジタル・文化・メディア・スポーツ省（DCMS）からBBCに支払われる。

不払者への対応

- **強制徴収：不可**
- **罰則等：有**
- 未許可の受信機の設置者等に対し、有罪判決に基づき、罰金（最高1000ポンド）等。
- 罰金未納の場合は、刑務所収監もあり得る。

予算の最終決定

BBCの理事会が決定

予算決定プロセス

理事会の決定後、年間計画（Annual Plan）において概要を公表

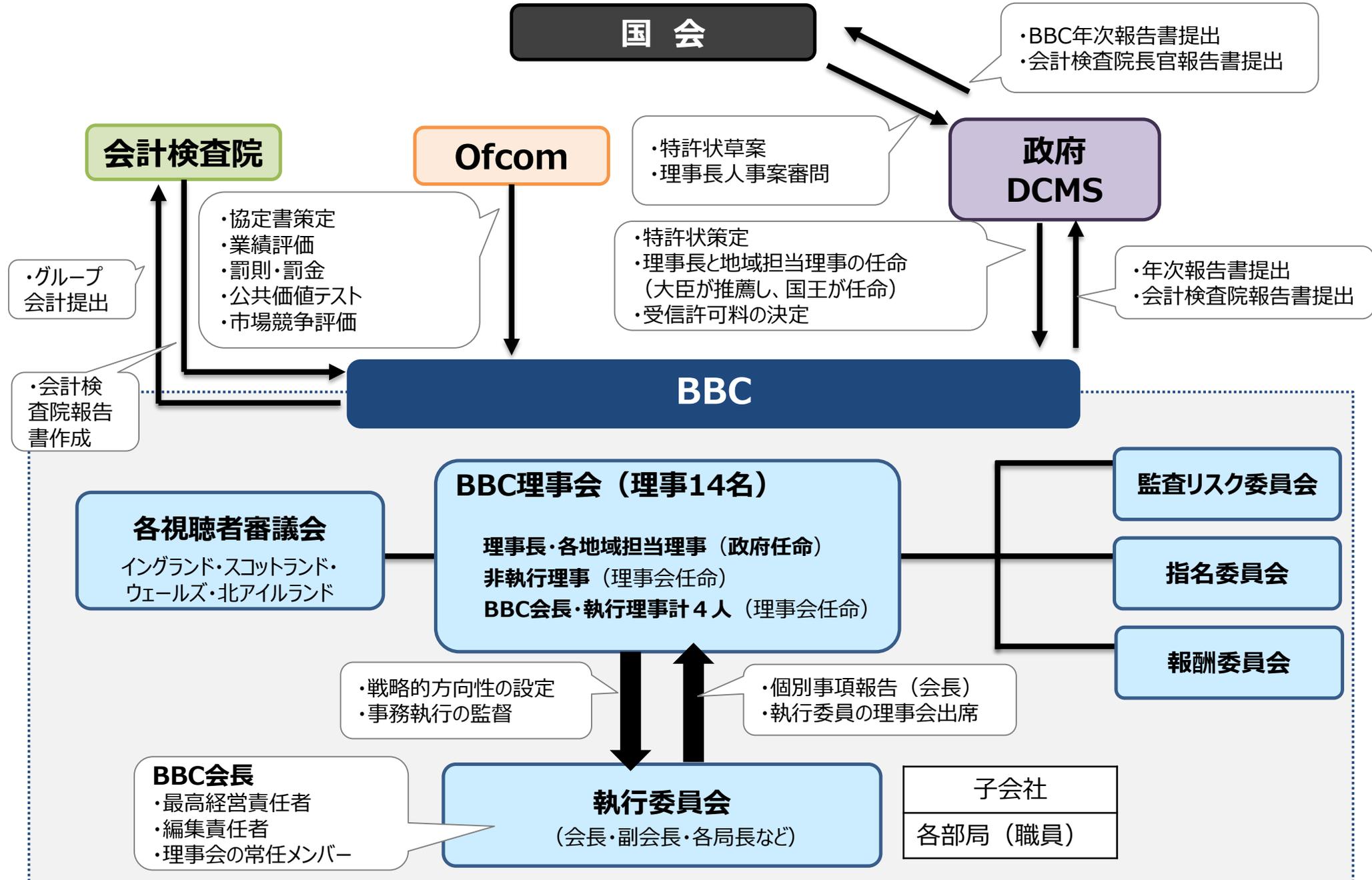
決算プロセス

（年次報告書）
 ・BBCは、事業年度経過後7ヶ月以内に年次報告書を国務大臣及び独立規制機関であるOfcom等に提出する。
 ・国務大臣は、議会に年次報告書を提出する。
 ・OfcomはBBCからの年次報告書の提出を受け、報告書を作成する。

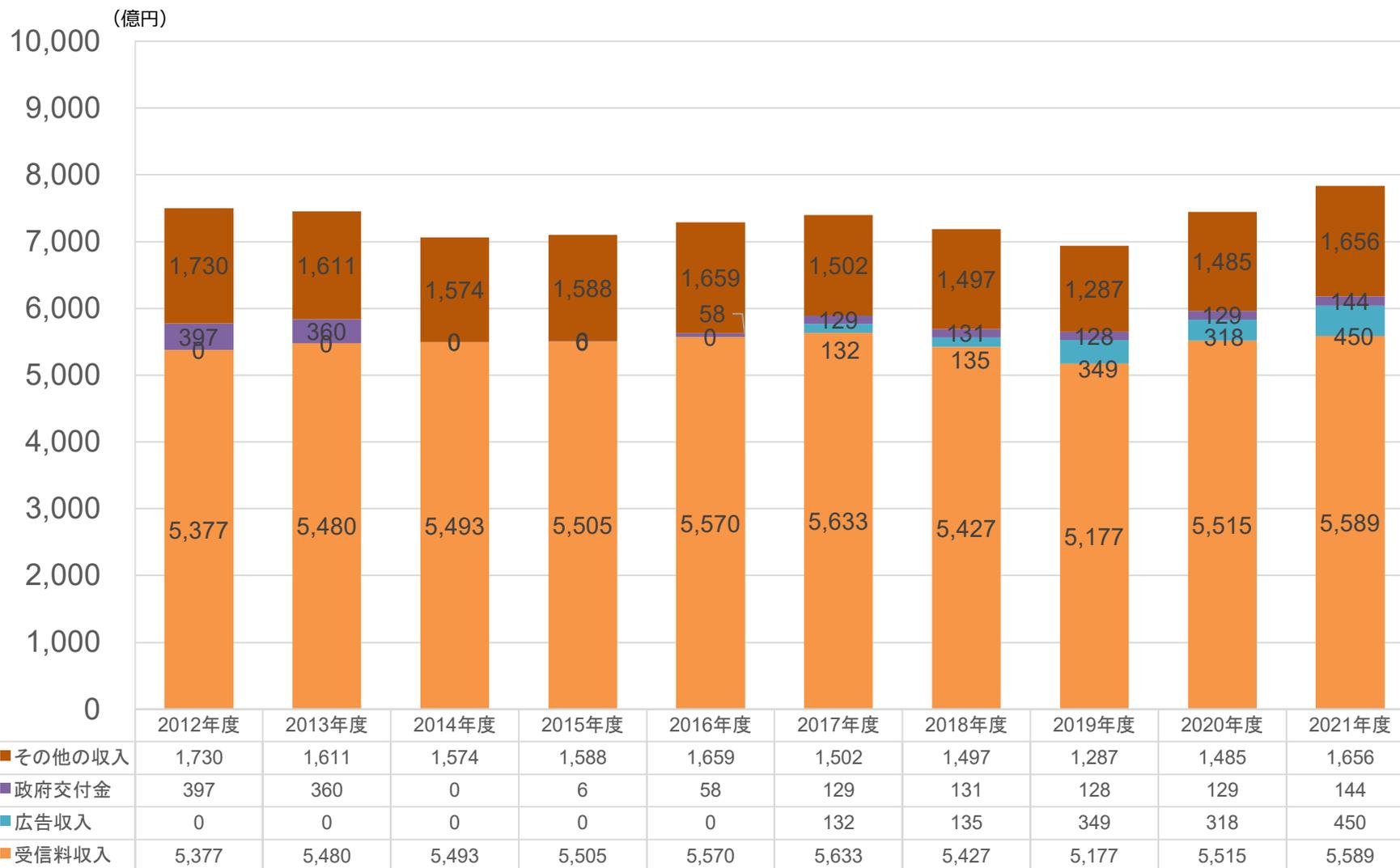
（財務諸表）
 ・BBCは、子会社を含むグループ財務諸表について、国務大臣の指示する所定期間内に国務大臣及び会計検査院へ提出する。
 ・会計検査院は、財務諸表の調査、承認及び報告を行い、国務大臣が議会に報告書を提出する。

BBCの統治システム

(特許状の期間：2017年4月～2027年12月)

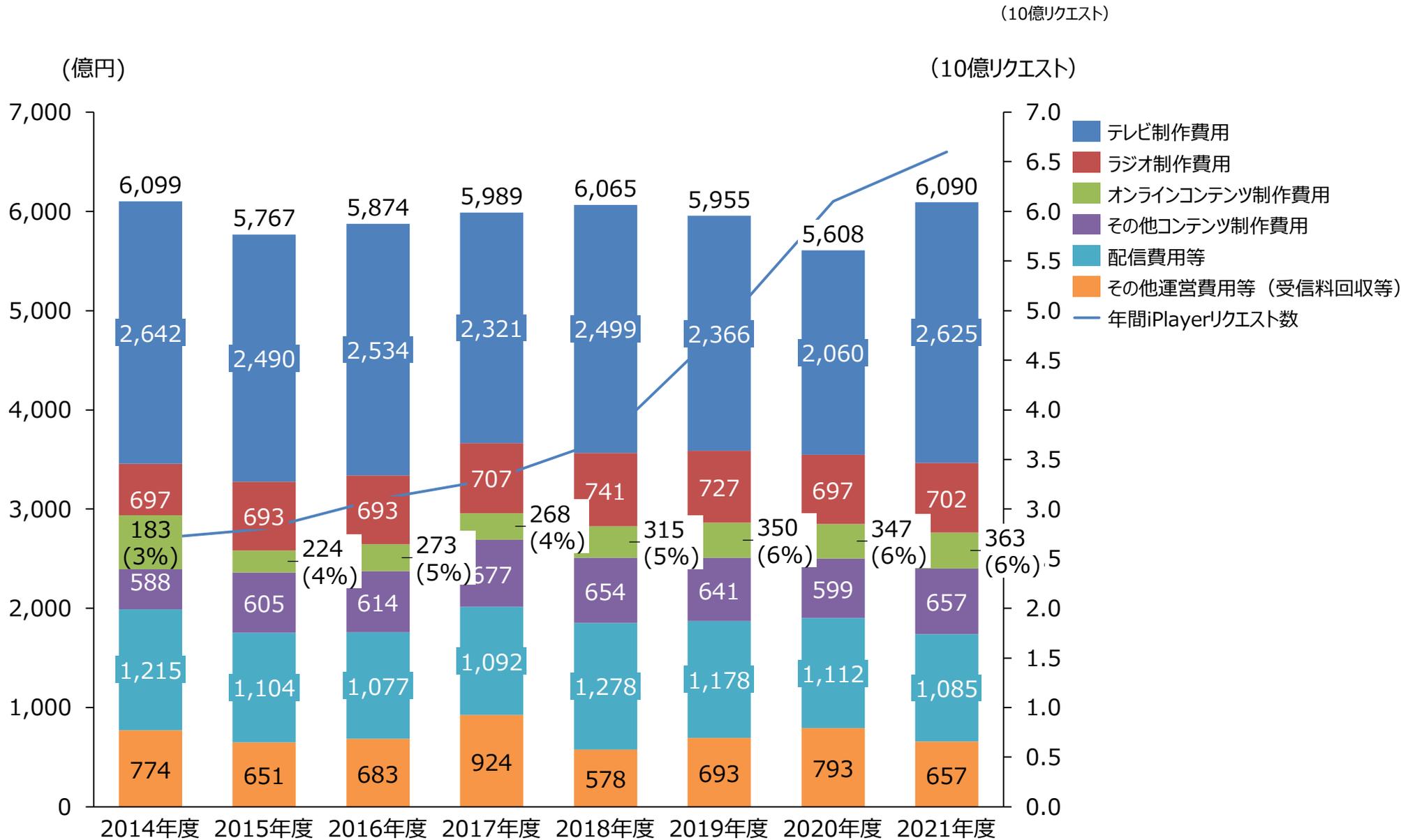


BBCの事業収入推移



- ※ 2013年度までBBC World Serviceは政府交付金で運営。2014年度以降は受信許可料で運営されるものの、言語数拡大のため2016年から政府交付金が付加
- ※ 円換算は2021年の年平均レートで計算（1億円未満四捨五入）（三菱UFJリサーチ&コンサルティング公表レート参照）
- ※ BBCの子会社の1つ（BBC World News）は広告収入等を財源とする国際放送サービスを行っており、その商業収入はBBC本体に還元されることとなっている
- ※ 「その他の収入」には、番組販売収入、製作収入、国際放送サービス収入、その他の事業収入が含まれる。

BBCの事業支出推移（公共サービスのみ）



※ 円換算は2021年の年平均レートで計算（1億円未満四捨五入）（三菱UFJリサーチ&コンサルティング公表レート参照）

● BBCの目的 【特許状第4条】

- BBCの目的は、BBC使命の遂行と公共目的の推進である。

● BBCの使命 【特許状第5条】

- BBCの使命は公共の利益のために行動することであり、すべての視聴者に情報を提供し、教育し、楽しませるような、公平で高品質な独自のアウトプットとサービスを提供することである。

● BBCの公共目的 【特許状第6条】

- (1) 人々が自分の周りの世界を理解し、関わるができるように、公平なニュースや情報を提供すること：（略）
- (2) 幅広い年齢層の方の学習をサポートすること：（略）
- (3) 最も創造的で、最高の品質と特徴的なアウトプットとサービスを提供すること：
BBCはイギリスの人々を統合し、共通の経験を与え、社会的結束と福祉に貢献すべき
- (4) イギリスの全地域の多様なコミュニティや文化を表現するサービスを提供し、イギリスのクリエイティブ産業を支援すること：（略）
- (5) イギリスとその文化、価値観を世界に向けて発信すること：（略）

● BBCの活動 【特許状第7条】

- (3) BBCが実施するイギリスでの公共サービスは、公共目的を達成せねばならず、以下の構成要素からなる。
 - a. 協定書に記載された既存のサービス
 - b. 主にイギリス内の利用者を対象としてコンテンツを提供する、以下のサービス
 - i. テレビ、ラジオ、[オンラインサービス](#)
 - ii. BBCがまだ利用・開発していない技術・形式を用いるが、上記に類似もしくは関連したコンテンツ提供サービス

● 市場への影響 【特許状第11条】

- (1) BBCは、BBCの活動がイギリス国内の競争に与える影響について考慮しなければならない
- (2) 前項を遵守するにあたり、BBCは以下のことを行う
 - a. 公共目的の推進と使命の達成に不要な、競争への悪影響を与えるようなことを避ける
 - b. 市場全体に対してポジティブな影響を与えられるよう考慮する

● テレビサービス

- BBC One : スコットランドバージョン、ウェールズバージョン、北アイルランドバージョンなどが存在する、混合ジャンルのチャンネル
- BBC Two : スコットランドバージョン、ウェールズバージョン、北アイルランドバージョンなどが存在する、混合ジャンルのチャンネルだが、特にノンフィクションや斬新なコメディ、ドラマに重点がある
- BBC Three : イギリス中の若い世代（16-34歳）をターゲットとした、様々なジャンルのチャンネル。特に、斬新なエンタテインメント、コメディ、ドラマ、ノンフィクションに重点がある
- (以下省略)

● ラジオサービス

- Radio 1 : 若い世代をターゲットとし、人気音楽を主に放送するチャンネル。一部、重要なスピーチコンテンツを含む
- 1Xtra : 現代ブラック・ミュージックのチャンネルで、新しい音楽もしくはライブ音楽と、一部若者向けライブコンテンツを含む
- Radio2 : ポップや特殊な音楽を幅広く提供し、ニュースや時事に関する音声コンテンツを提供
- (以下省略)

● オンラインサービス

BBCの公共目的を全体的にカバーするコンテンツを含む、オンラインコンテンツ全般。BBCのニュースとスポーツのウェブサイトや、iPlayerを含む

- テレビライセンスを取得し視聴できる範囲は、以下のとおり。インターネット配信のみの料金の設定はない。
- テレビを所有していなくても、インターネットで放送番組をライブ視聴する場合は、テレビライセンスが必要。
(放送番組のライブストリーミングを行わない民間ネット配信サービス (Netflixなど) は対象外)

テレビライセンスの範囲 (出典 : <https://www.tvlicensing.co.uk/check-if-you-need-one/topics/Live-TV-and-how-you-watch-it>)

① ライブTV (TVサービス、ストリーミングサービス)

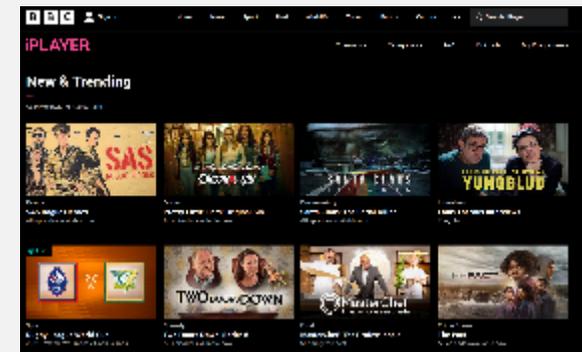
- テレビサービス、ストリーミングサービスの任意のチャンネルで放送されているTV番組を視聴または録画することを意味する。「ライブ」とあるが、サッカー、クリケット、ニュース、音楽などの生放送だけでなく、連続ドラマ、シリーズもの、ドキュメンタリー、映画も対象となる
- テレビサービスとはSky、Virgin、Freeview、Freesatなどである (※地上波デジタルや有料放送など)
- ストリーミングサービスとはITV Hub、All 4、YouTube、Amazon Prime Video、Now、Sky Goなどである

② BBC iPlayerの利用 (詳細は下記)

※上記は、テレビに限らず、コンピュータ、ラップトップ、電話、タブレット、ゲーム機、デジタルボックスなど、あらゆる機器に適用される

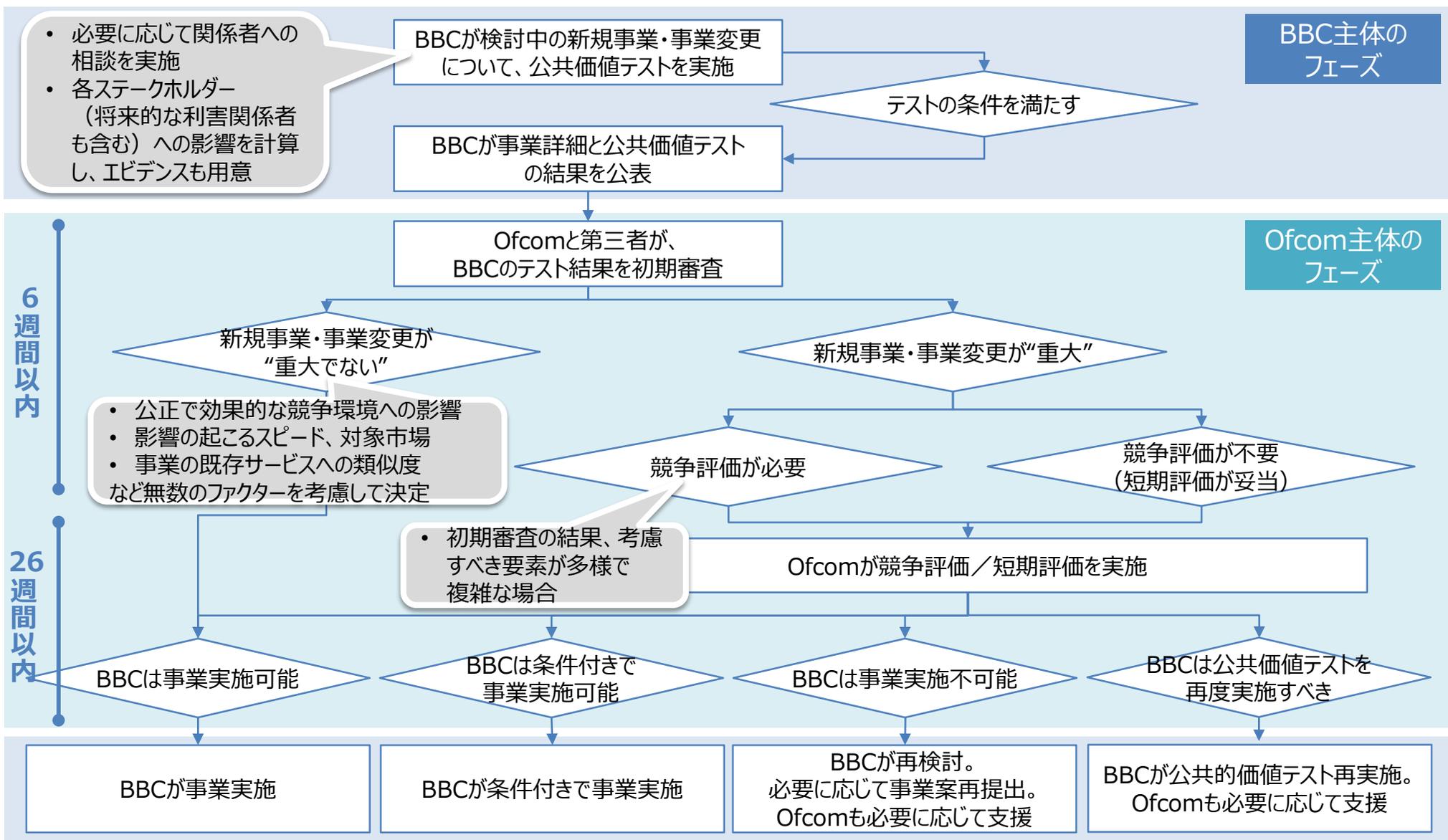
BBC iPlayer (TV lincensingのHPより)

- BBC iPlayer は、英国BBC チャンネルで放送された BBC TV番組と映画をフィーチャーしたデジタル・ビデオ・サービスである。iPlayer を使用すると、テレビで放送されている番組をライブで視聴することもできるが、使用するには、有効なテレビライセンスを取得し、BBCアカウントを持っている必要がある。
- BBC iPlayerの費用は、テレビライセンスでカバーされる。多くのストリーミングサービスとは異なり、ライセンスがあれば iPlayerでBBCのテレビ番組を視聴するために料金を支払う必要はない。
- 使用するデバイスやアプリ・ブラウザに関係なく、任意のチャンネルでテレビを視聴または録画するには、テレビライセンスが必要である。



- イギリスの放送コンテンツは2003年放送通信法に基づいて定められたOfcomのBroadcasting Code（放送規約）に則る必要がある。
- Ofcomの放送規約は放送（ネット同時配信を含む）が対象だが、BBCの見逃し・オンデマンドサービスに限っては、公共サービスの一環としてOfcomの放送規約に則る必要がある。

章		概要
1	18歳未満の保護	18歳未満の子供を守る観点での、編成やコンテンツの内容に関する規則
2	有害・攻撃的コンテンツ	国民を有害・攻撃的コンテンツから守るために、コンテンツが遵守すべき規則
3	犯罪、障害、憎悪、虐待	犯罪、障害、憎悪、虐待を引き起こすようなコンテンツを作らないための規則
4	宗教	宗教的コンテンツに関する放送事業者の責任
5	果たすべき中立性・正確性	どんな形式であれ、ニュースが必要な中立性・正確性のもと報じられるための規則
6	選挙・国民投票	選挙や国民投票期間中に適用される、中立性に関する特別な規則
7	公平性	放送事業者が個人や組織を不公正・不公平に扱わないようにするための規則
8	プライバシー	放送事業者が素材の入手・利用の際にプライバシーを侵害しないための規則
9	TVにおける商業との関わり	通常コンテンツと広告を確実に区別し、コンテンツ制作において独立であるための規則
10	ラジオにおける商業との関わり	消費者保護のため、ラジオにおける商業との関わりを透明であることを規定する規則



- BBCの規制監督はOfcomが担っており、BBCが新規の事業を行う際／もしくは既存事業の大きな変更を行う際、「公共価値テスト」「競争評価」の実施について、協定書（2017年の第9次特許状に伴うもの）で定めている。

8.公共価値テスト

- (1)BBCは、以下の要件が満たされていることを確認しなければならない。
- (a)英国公共サービスに対する変更案が、使命の遂行および**1または2以上の公的目的の振興に貢献**すること。
 - (b)変更案が公正かつ実効的な競争に対して実効的な使命の遂行と公的目的の振興を図る上で**不必要な悪影響を及ぼすことがない**よう、**BBCによって合理的な措置が講じられている**こと。
 - (c)変更案の公共価値を理由に**公正かつ実効的な競争に及ぼす悪影響を正当化**できること。
- (2)公共価値テストを実施するにあたり、BBCは、公正かつ実効的な競争に及ぼす悪影響の規模と可能性との関連で、**公共価値の規模と可能性を検討しなければならない**。BBCの決定では、定性的評価の実施要求に加え、公共価値要因と公正かつ実効的な競争に及ぼす可能性のあるリスク要因との比較が指示されるものとし、その旨が了解される。
- (3)公共価値テストが満たされた後に、提案した重大な変更の実施をBBCが希望する場合、BBCは、当該変更案を公表し、Ofcomに変更案の写し1通を送付しなければならない。

10.競争評価

- (1)Ofcomは、英国公共サービスに対して重大な変更が提案された場合は、当該変更案の競争評価を実施することができる。
- (2)Ofcomが第9条第(2)項に基づいて競争評価の実施を決定した場合、Ofcomは、決定から6カ月以内に評価を完了し、第11条に基づく決定を行わなければならない。特別な状況が生じた場合、Ofcomは、これより長い期間を許可することができる。
- (3)競争評価を実施するにあたり、Ofcomは以下を実施しなければならない。
- (a)**公共価値テストを実施する際にBBCが従った手順のレビュー**
 - (b)英国公共サービスの変更案の公共価値について行われた**BBCの評価のレビュー**
 - (c)変更案が**公正かつ実効的な競争に及ぼす悪影響の評価**
 - (d)変更案の公共価値を理由に**公正かつ実効的な競争に及ぼす悪影響を正当化できるかどうかについての評価**
- (4)競争評価を実施するにあたり、Ofcomは、公正かつ実効的な競争に及ぼす悪影響の規模と可能性との関連において、**公共価値の規模と可能性を検討しなければならない**。決定では、定性的評価の実施が要求され、また公共価値要因と公正かつ実効的な競争に及ぼす可能性のあるリスク要因の比較が指示されるものとし、その旨が了解される。

- ▶ iPlayerの見逃し配信期間を30日間から12か月（一部例外あり）に延長する際（2019年）BBCが公共価値テストを、Ofcomが競争評価を実施して、同提案は実装可能と評価された。

BBCの公共価値テストの結果（サマリ）

- 本提案が大きな公共的価値を生み出すことは明らかである
- 調査対象者の63%は、この変更がライセンス料の価値向上を意味すると同時に、視聴者の現在の期待に応えるユニバーサルサービスを提供することにつながると感じている
- この変更が競争を排除することはない。この変更は、単にBBC iPlayerを業界標準に合わせるものである。この変更により、今後5年間に予想されるBBC iPlayerの継続的な衰退を止めることができる
- この変更は、BBCが公共の目的を果たすために必要最小限のものである。BBCがこの変更を行うことができない場合、BBC iPlayerは市場からさらに遅れを取り、特に若い視聴者に対し、BBCの公共の目的を果たす能力が脅かされることになる
- BBCは、これらの調査結果を考慮すると、Ofcomは本提案について短期評価を実施するのが妥当で、それによりこれ以上の不要な遅延を避けることができると期待している

Ofcomの競争評価の結果（サマリ）

- 人々の番組の視聴方法は急速に変化しており、視聴者がBBCに期待することも変わりつつあり、これは特に若者に当てはまる
- 提案には、BBCのほとんどの番組を12カ月間、一部の番組をそれ以上、すべての子供向け番組を5年間視聴可能にすることが含まれている
- 我々は競争評価（短期評価でない）を通じてこれらの提案を検討した
- 変更による公共的価値の提供が、公正かつ効果的な競争への悪影響を正当化するものであると判断した。この後、BBCは変更を条件付きで行うことができる
 - 他の放送事業者のVODやBritBoxのような潜在参入者への影響は注意が必要
 - BBCは公共の目的の達成状況を測定する方法をOfcomに相談の上2019年中に更新する必要がある。また、iPlayerの利用状況もモニタリングすることを条件とする
- 今回の公共的価値テストの実施手順では、ステークホルダーから大きな批判があった
 - 以後、BBCはステークホルダーと継続的・積極的かつ透明に議論を続けるべき

- また、現在実施中の事業についてもOfcomが合理的根拠に基づいて、公正競争に悪影響を及ぼしていると判断する場合は「競争レビュー」を実施できる。

12. 競争レビュー

- (1) Ofcomが合理的な根拠に基づいて、公共サービスの実施によって公正かつ実効的な競争に重大な悪影響が生じていると考える場合、Ofcomは、公共サービスの競争レビューを実施することができる。
- (2) Ofcomは、Ofcomが適切と考える手順の実施後に、公共サービスの公共価値と公正かつ実効的な競争に及ぼす悪影響を検討するための評価の実施をBBCに要求することができる。
- (3) 競争レビューを実施する過程で、公正かつ実効的な競争に重大な悪影響が生じていることをOfcomが発見したときは、Ofcomは、サービスの公共価値を理由に公正かつ実効的な競争に及ぼす悪影響を正当化できるかどうかを評価しなければならない。
- (4) 競争レビューを実施するにあたり、Ofcomは、公正かつ実効的な競争に及ぼす悪影響の規模と可能性との関連で、公共価値の規模と可能性を検討しなければならない。決定では、定性的評価の実施要求に加え、公共価値要因と公正かつ実効的な競争に及ぼす可能性のあるリスク要因との比較が指示されるものとし、その旨が了解される。
- (5) 競争レビューを考慮した上で、Ofcomは、以下のいずれかを決定することができる。
 - (a) BBCは、英国公共サービスの実施を継続することができる。
 - (b) BBCは、Ofcomが適切と考えるサービスの変更に従ってサービスを実施するか、またはOfcomが適切と考える条件に従うことができる。
- (6) 本条において、英国公共サービスとの言及には、当該サービスの一部への言及も含まれる。

- ▶ 英国政府は、公共メディアのコンテンツがインターネット上でも消費者に届くように、公共メディアのコンテンツをプラットフォーム上で目立たせるためのルールを検討中。

Ofcom 電子番組表 (EPG) に関する規定 (抜粋、2010年)

9. 電子番組表では、5つの公共放送チャンネルをEPGの最初の5スロットにリストし、**BBC1が1番目に、BBC2が2番目に、チャンネル3が3番目に、チャンネル4が4番目、チャンネル5が5番目になるようにしなければならない**



テレビでは、視聴者が公共放送にアクセスしやすいような環境を作るためのルールが設定されているが、インターネット上のコンテンツについてはそのようなルールが存在しない

インターネットにおける公共メディアの「プロミネンスルール」の検討経緯

- 2019年 Ofcomは政府に対し、インターネット上でも「プロミネンス」ルールが必要であることを提言
- 2021年 Ofcomは「小さい画面:大きな議論」というレポートを公表し、その中で迅速なルール設定を改めて提言
- 2022年 DCMSは政策文書にてインターネット上での「プロミネンス」ルールを設定する方針および現在検討中の内容を公開

検討方針

- 公共的な放送を行うメディアのオンデマンドサービスが、可能な限り**多くの視聴者によって閲覧可能であることを担保**する
- 上記サービスが、プラットフォーム上で**適切に目立つようにする**
- 一方、「プロミネンス」ルールが**消費者の選択やプラットフォーム側のイノベーション能力に不均衡な制限を課すことがないようにする**

検討中のルール

- 公共的な放送を行うメディアのオンデマンドサービス (BBC iPlayer, ITV Hub, …,) がオンラインプラットフォームに自身のサービスを“提供”し、**プラットフォーム側は必ずこれらを“実装”し、目立たせることが求められる**
 - **プラットフォームには、スマートTV、有料テレビ、グローバルなTVプラットフォームが含まれるべき**
- Ofcomには、この件に関する情報収集権限や罰金を科す権限、公共メディアとプラットフォーム間の紛争解決機構など、新たな執行権限と機能が与えられる

➤ iPlayerのサービスは2007年に同時配信が、2016年に見逃し等が受信許可料の徴収対象となった。

年	経緯
1922年	BBC (British Broadcasting Company) によるラジオ放送の開始
1927年	BBC (British Broadcasting Corporation) に改組され、特許状に基づく公共法人化 (受信許可料を財源とすることが制度化)
1954年	商業放送の開始 (二元体制の開始)
1988年	受信許可料額について小売物価指数連動に変更
1991年	受信許可料の徴収責任が政府からBBCへ移行
1997年	オンラインサービスの開始
2003年	「2003年放送通信法」により、テレビ受信機の使用は政府による許可制であることを明示
2007年	iPlayerによるインターネット同時配信・見逃し配信 (7日間) の開始 ※「2004年放送通信規則」改正により、同時配信の視聴はテレビ視聴と同等とされ、受信許可料支払が必要という解釈
2014年	BBC World Service (国際放送) の財源が政府交付金から受信許可料に変更
2015年	規制改革法 (2015年) で実施が求められた「テレビ受信許可料執行レビュー(ペリー・レビュー)」において受信許可料未払いの非刑罰化・代替執行スキームの採用について検討 →非刑罰化を実現した場合、未払い増加のリスクがあることや、制度変更にかかるコストを要すること等から「現行モデルを維持すべき」との結論を出した。
2016年	iPlayerによるテレビ番組の見逃し視聴・独自コンテンツ視聴も受信許可料支払が必要に ※「2004年放送通信規則」改正により、テレビ受像機の定義にBBCのVODを視聴する目的で利用される機器が追加
2017年	現行の特許状の供与 (~2027)
2017年	以降5年間、受信許可料額を小売物価指数連動に変更
2020年	受信許可料未払いの非犯罪化に関する検討

年	経緯
2019年12月	政府が受信料未払に対する刑事罰の廃止を検討していると公表
2020年 3月	政府の刑事罰廃止に関する協議に対し、BBCが長期的（特許状期限の2027年以降）には受信許可料制度がブロードバンド接続の月額課金に置き換わる可能性があるとしてレポートに記載
2022年 1月	デジタル・文化・メディア・スポーツ省のナディーン・ドリス大臣が将来的な受信許可料制度廃止を示唆するツイートを投稿
2022年 1月	政府がBBCの受信料を2年間据え置きにする方針を発表。BBC理事長と会長は、BBCが物価上昇を吸収することになる、厳しい選択だと反応。同時に、次の特許状更新に向け、国民の声を踏まえ、全てのオプションを議論すべきだとする声明を発表
2022年 4月	政府が白書「次のスタート：放送業界のための政府の構想」において現状の受信許可料制度の限界を指摘し、 受信許可料制度の見直しを実施することを明言 （次頁詳細）
2022年 7月	英国上院議会議が「受信許可料改革：BBCの将来の財源」というレポートにおいて、 BBCに将来のビジョンを提示することを、政府に負担方式の提案に移る前に国民の意見を聞く場を設けることを求めた （次頁詳細）

- DCMSは視聴習慣の変化に対応した、持続的な費用負担方式の必要性に言及。議会上院の通信・デジタル委員会は様々な負担方式を検討し、累進モデルやハイブリッドモデルの可能性を示唆。

DCMSが発表した政策文書 (2022年4月)

- 放送局が直面する逆風はますます強くなっている。競争は激化し、視聴者の習慣や技術は絶えず変化し、世界的な大企業がその存在感を示している。
- 政府は、公共放送が英国中の視聴者にサービスを提供し続けられるよう、**公共放送に与えられる利益と義務のバランスがとれた、「スリム化(compact)」に向けた改革を実現しなければならない。**
- 次の特許状の期間（2028年～）に先立ち、**受信許可料の財源モデルの見直しを行う。**今後数ヶ月中に、より詳細な計画を打ち出す予定である。
- 視聴者がコンテンツにアクセスし、視聴する方法、時間、場所が大きく変わっている。**ライセンスを必要とするコンテンツを見る人が少なくなったため、ライセンスを持たない世帯が増加している。**
- この傾向が続くとすれば、受信料の持続に課題が出てくる。例えば、**ライセンスを必要とする世帯が減少すれば、BBCの現在の予算水準を維持するために、受信許可料の価格を大幅に引き上げる必要が出てくるかもしれない。**

英国上院通信・デジタル委員会のレポート (2022年7月)

- 費用負担に関する議論は、二者択一的になりすぎている。我々は様々な費用負担方式について検討を行った。
- 受信許可料の累進化（・所得税連動・累進家計税）**
 - 経済的に余裕が無い人々の負担を減らす手段として**検討の余地がある**
- 広告収入のみで運営**
 - 収入が減少するため、公共サービスの一部の質が低下する可能性があり、**推奨できない**
- サブスクリプションモデルのみで運営**
 - 収入が不足する上、国民の必要な情報へのアクセスに不公平な障壁を生むことになるため**推奨できない**
- 一律世帯徴収**
 - 料金を低廉にできるが、**逆進性が課題**。分析が必要
- 税財源・政府補助金**
 - 独立性を損ね、資金調達が不確実となるため**推奨できない**
- ハイブリッド（コアコンテンツを公的資金で、その他をサブスクリプションで）**
 - 値上げなしに必要なサービスへのアクセスを担保できるが、“コア”の範囲などを精査して**検討すべき**
- 費用は何を実現するか依存するので、まずBBCは将来ビジョンを示すことが必要。その上で政府は負担方式の提案に移る前に国民の意見を聞く場を設けること

- BBCのティム・デイヴィー会長は5月26日、テレビとラジオチャンネルの改革案を発表した。
- 今回の改革は、「現代的でデジタル主導の、合理化された組織」づくりの一環であり、これにより、**年間2億ポンド（約320億円）の削減が見込まれる**ほか、**デジタル・プラットフォームを優先して、サービスを再編成**とした。
- デイヴィー会長は、「現在は、リソースがオンラインではなく放送に集中しており、世界中の競合他社と異なり、適切にカスタマイズされたサービスを提供することができていない」「ビジョンはシンプルで、**今日からデジタルファーストのBBCに移行する**」と述べている。

デジタル（オンライン配信）へのシフト

- 「CBBC」（子ども向け番組）と、「BBC Four」（ドラマやドキュメンタリーの専門チャンネル）については、テレビ放送から、「BBC iPlayer」での配信に移行する。
- **視聴者の75%が毎週、iPlayerを利用してくれることを目指して、iPlayerのコンテンツに予算を再配分する**。今年、新たに1000万ポンド（約14.7億円）を追加投資し、2025年以降、年間最大5000万ポンド（約73.5億円）の追加投資を行い、iPlayerのカスタマイズも行う。
- 国外向け「ワールド・サービス」の**多言語放送の一部をデジタルに完全移行**する

ラジオの縮小

- 「Radio 4 Extra」（デジタルラジオ）は、「BBC Sounds」（オンラインでポッドキャストなどを配信しているデジタルラジオ）に移行する。「Radio 4 Long Wave」（長波ラジオ）は個別の番組編成を終了予定。「Radio 5 Live」もAM放送は2027年末までに終了予定。

ニュースチャンネルの再編

- イギリス国内向けニュース（*BBC News Channel*）と国外向けニュース（*BBC World News*）で別々のニュース制作体制を統合し、さらにはニュースを**ひとつのチャンネル（BBC News）に統合することを提案**する
- イギリス国内で**オンラインでローカルニュースを提供する地域を増やす**

組織改革

- 一連の改革に伴い、向こう数年間で、**公共放送部門の人員を最大1000人削減する可能性**がある。

(2) ドイツ

ARDの概要

組織名	ドイツ公共放送連盟
設置根拠	ARD定款により、9の州放送協会と国際放送（ドイチェ・ベレ）が加盟して共同で設立。 ※ARD自体は法人格を持たない。
本社	ドイツ ベルリン
設立	1950年に加盟局の課題解決を目的に結成
職員数	20,040名（2020年12月31日）
収入※1 （2021）	総収入:69億2,670万ユーロ（約8,893億円） 負担金:58億8,770万ユーロ（約7,559億円） 広告収入:4億1,560万ユーロ（約534億円）

ZDFの概要

組織名	第2ドイツ・テレビジョン
設置根拠	ZDF州間協定により、全16州が母体となり設立。 ※ZDF自体が法人格を持つ。
本社	ドイツ マインツ
設立	1961年にZDF州間協定に基づいて設立
職員数	約3,600名（2022年）
収入※1 （2021）	総収入:23億9,800万ユーロ（約3,079億円） 負担金:20億2,200万ユーロ（約2,596億円） 広告収入:1億8,200万ユーロ（約234億円）

提供サービス

テレビ	【ARD】
	○ARD共同制作 ・Das Erste（総合編成） ・One（文化・娯楽） ・Tagesschau24（ニュース・情報） ○各州放送協会制作等 9ch
ラジオ	【ZDF】
	・ZDF（総合編成） ・ZDFneo（家族向け娯楽） ・ZDFinfo（ニュース・情報）
	【ARD/ZDF共同制作】 ・KI.KA（子供向け） ・PHOENIX（ニュース・情報） ・3sat（文化・教養）（他国の公共放送との共同制作）
インターネット	【共同制作】 ・ARTE（文化・教養（独仏共同制作））※2
国際	【ARD】 FMラジオ53ch
	・番組配信専用のアプリ・サイト（ARDメディアテーク/ZDFメディアテーク）を通じた提供※3 ・インターネット限定の若者向けサービス（funk）を通じた提供
国際	-

※1 ARDが公表する各州放送協会の合計値、ZDFが公表する額

※2 ARDとZDFが出資する子会社

※3 全てのテレビ・ラジオチャンネルを同時配信するとともに、見逃し・VODも実施

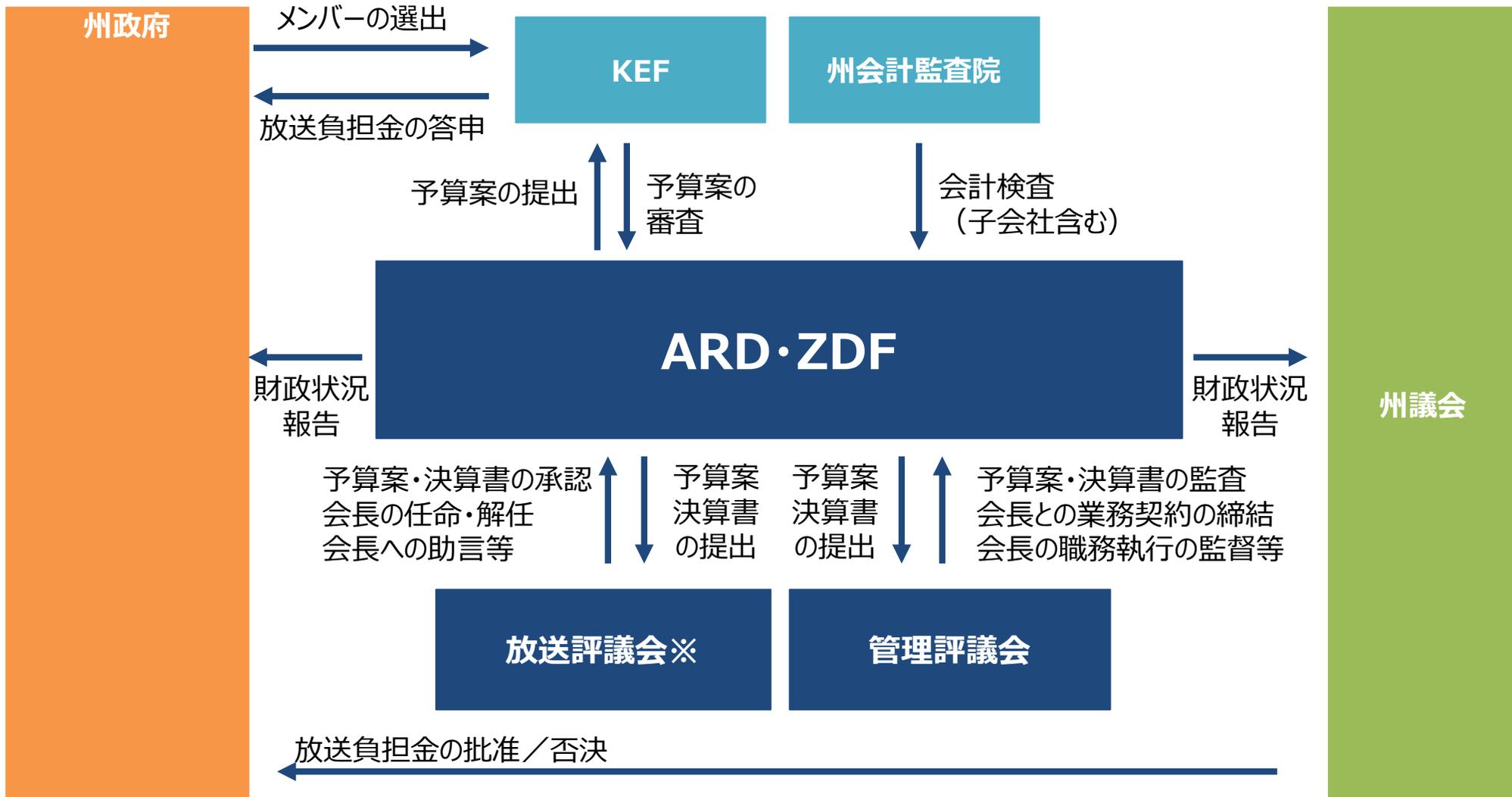
放送負担金

放送負担金 (2022年)	年額220.32ユーロ（28,287円）
放送負担金額 の決定方法	<p>放送負担金額の決定手続については、「放送財源州間協定」において、KEF（公共放送の財源需要審査委員会）が答申を出すこととなっている。具体的なプロセスは以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ARD、ZDF、ドイチュエントラジオはKEFに対し、2年ごとに4年間の財源必要額を申請。 ②KEFは、申請を精査の上、4年間の財源額を確定し、受信料値上げの必要性、その額と時期について州政府に答申。 ③各州首相が答申に合意、各州議会で批准することで放送負担額が決定。（合意しない場合は理由を明確化）
徴収後	<p>徴収した放送負担金は「放送財源州間協定」に従い、ARDに70.1465%、ZDFに25.1813%、ドイチュエントラジオに2.7733%、州メディア監督機関に1.8989%に分配。ARDの各州放送協会への配分も、それぞれの地域の負担金支払者の数に応じて分配。</p>
不払者への 対応	<ul style="list-style-type: none"> ○強制徴収：可 <ul style="list-style-type: none"> ・行政上の強制執行（遅延損害金等を含む）が可能 ○罰則等：有 <ul style="list-style-type: none"> ・負担金義務の発生後1か月以上未届けの者に対し過料。 ・放送負担金の支払期日到来後6か月超の未払者に対し、1000ユーロ以下の罰金。

予算・決算

予算の 最終決定	各公共放送機関において決定
予算の決定 プロセス	内部組織である管理評議会において、予算案を監査、放送評議会（ARD）/テレビ評議会（ZDF）において予算案を承認
決算プロセス	管理評議会による決算の監査 州会計検査院による決算書の監査

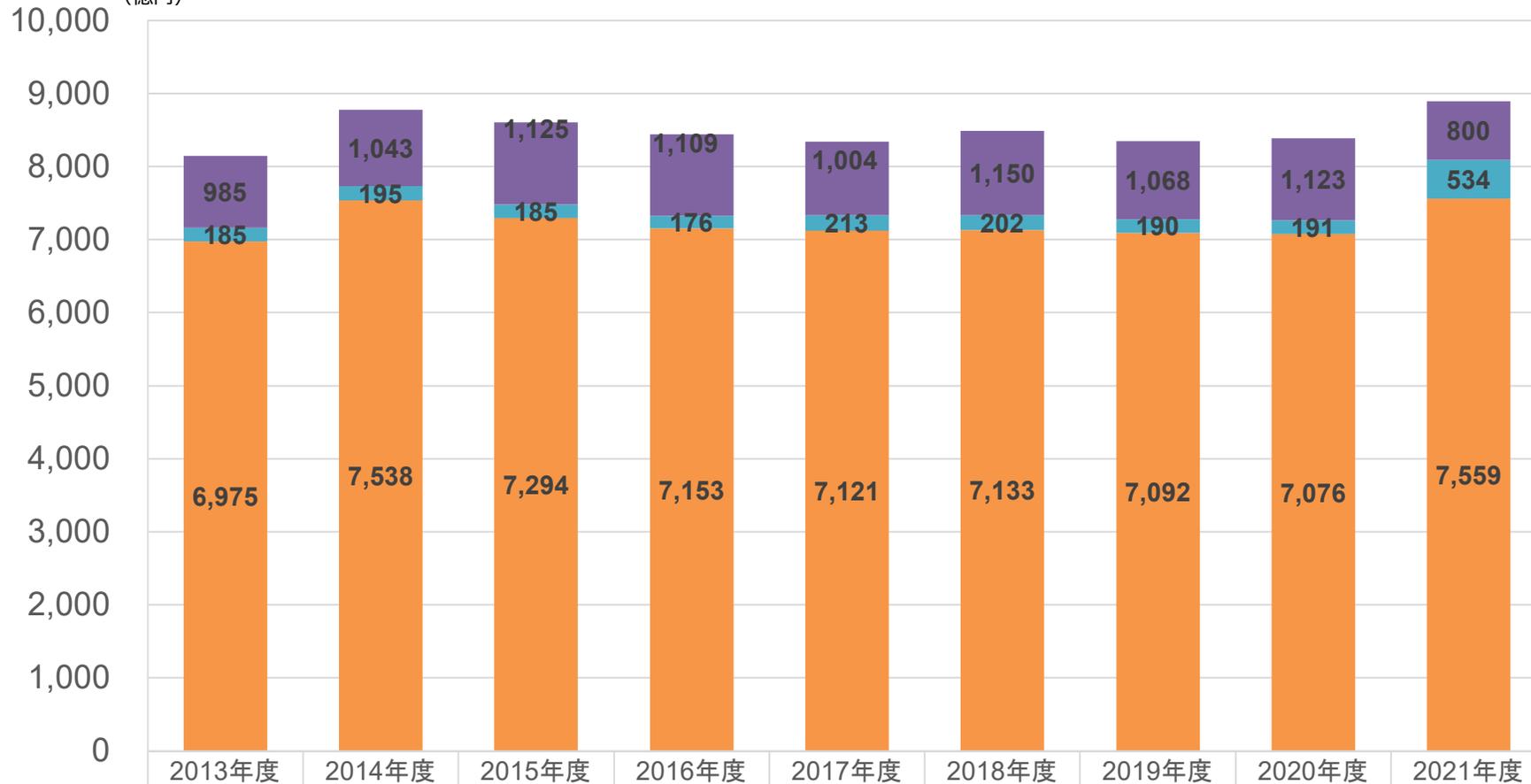
ARD・ZDFと政府、議会ならびに各監査機関との関係



※ZDFの場合はテレビ評議会

ARDの事業収入推移

(億円)

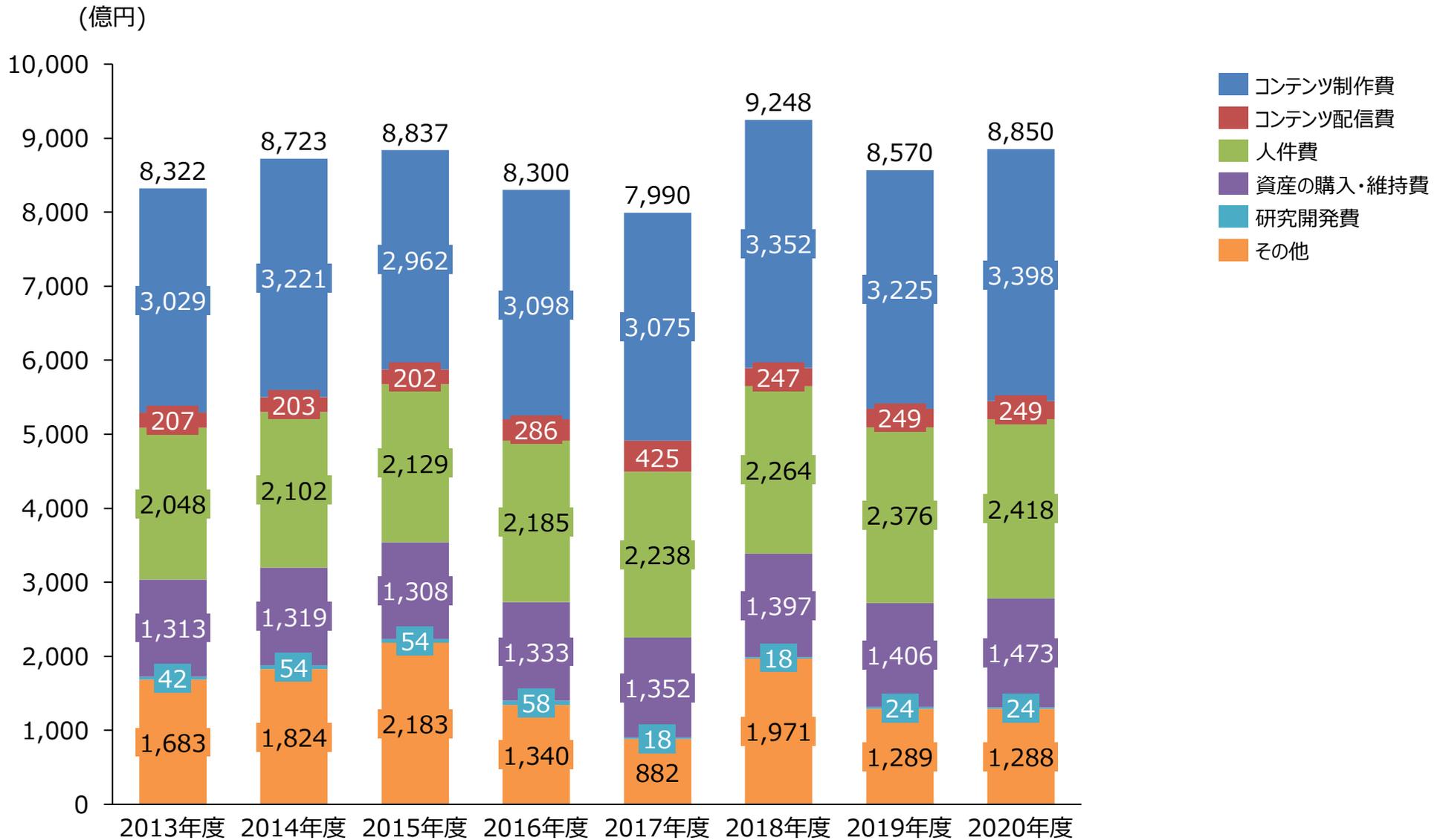


■ 政府交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■ その他の収入	985	1,043	1,125	1,109	1,004	1,150	1,068	1,123	800
■ 広告収入	185	195	185	176	213	202	190	191	534
■ 受信料収入	6,975	7,538	7,294	7,153	7,121	7,133	7,092	7,076	7,559

※ 円換算は2021年の年平均レートで計算（1億円未満四捨五入）（三菱UFJリサーチ&コンサルティング公表レート参照）

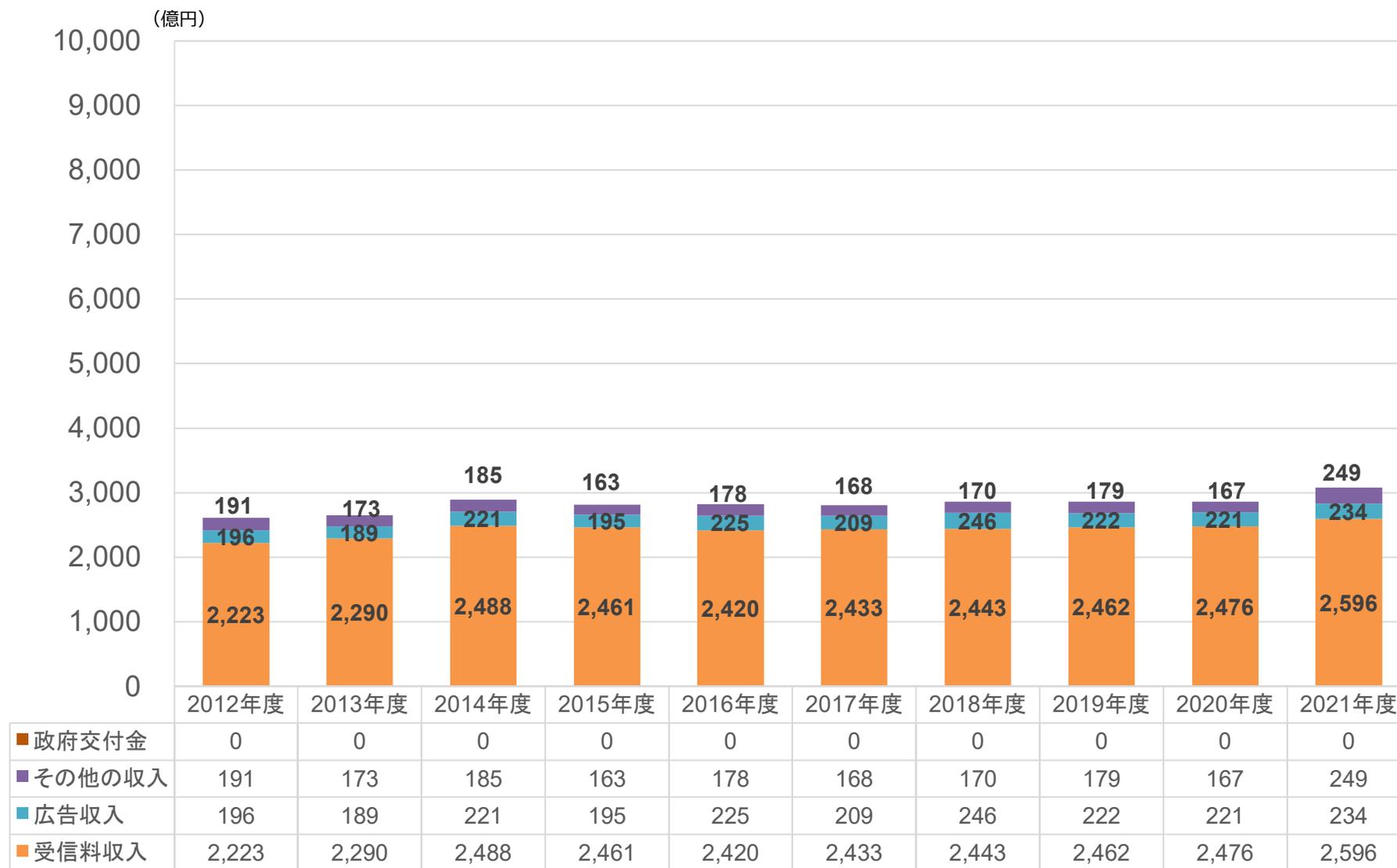
※ 「その他の収入」には、番組販売収入、製作収入、その他の事業収入が含まれる。「その他の収入」に含まれる収入項目は放送機関ごとに異なる。

ARDの事業支出推移



※ 円換算は2021年の年平均レートで計算（1億円未満四捨五入）（三菱UFJリサーチ&コンサルティング公表レート参照）

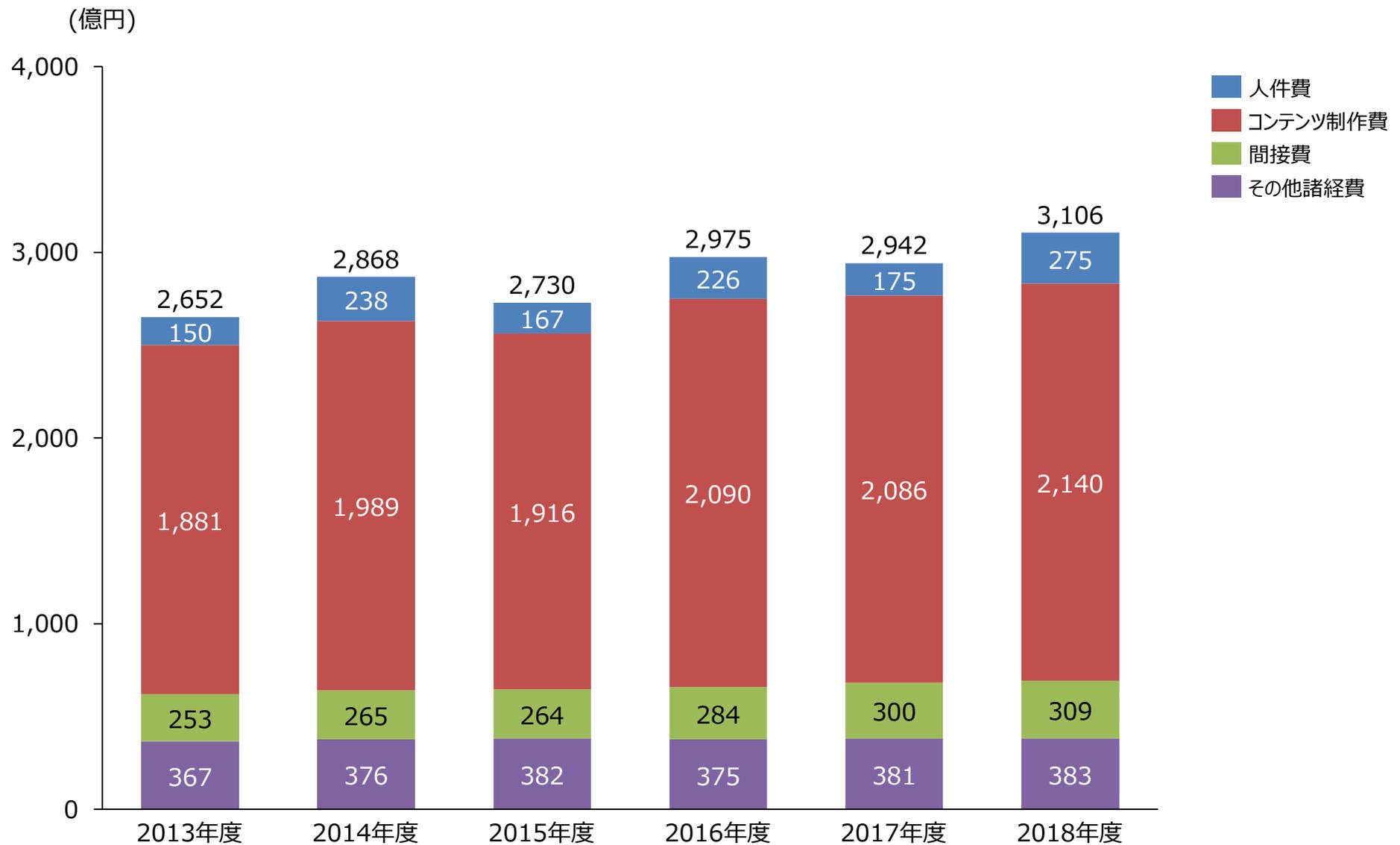
ZDFの事業収入推移



※ 円換算は2021年の年平均レートで計算（1億円未満四捨五入）（三菱UFJリサーチ&コンサルティング公表レート参照）

※ 「その他の収入」には、番組販売収入、製作収入、その他の事業収入が含まれる。「その他の収入」に含まれる収入項目は放送機関ごとに異なる。

ZDFの事業支出推移



※ 円換算は2021年の年平均レートで計算（1億円未満四捨五入）（三菱UFJリサーチ&コンサルティング公表レート参照）

公共放送の意義・目的、ガバナンス

- 公共放送の意義・目的はドイツ連邦共和国基本法（憲法）とメディア州間協定（Interstate Media Treaty）により、規定されている。

●表現の自由 【ドイツ連邦共和国基本法第5条】

- (1) 何人も、言語、文書および図画をもって、その意見を自由に発表し、および流布し、ならびに一般に入手できる情報源から妨げられることなく知る権利を有する。出版の自由ならびに放送および放映の自由は、保障する。検閲は、行わない。
- (2) これらの権利は、一般法律の規定、少年保護のための法律上の規定および個人的名誉権によって、制限される。
- (3) 芸術および学問ならびに研究および教授は、自由である。教授の自由は、憲法に対する忠誠を免除しない。

●公共放送のコンテンツ 【メディア州間協定第27条】

- (1) 公共放送のコンテンツは、この条約の規定および各州の法律に則り、**テレビ番組、ラジオ番組、テレメディア**とする。また、公共放送は番組に付随して番組に関連した出版物を提供することもできる
- (2) 異なる伝送路で同時に配信される放送番組は、同一の1つのコンテンツと見なされる

※テレメディア = 以下の3つを除くあらゆる電子情報・コミュニケーションサービス

- ① 主たるサービス内容がテレコミュニケーション・ネットワークを介した信号の送受信であるサービス
- ② 電話の特別ナンバーのような、「テレコミュニケーションに依拠するサービス」
- ③ 「リニア情報・コミュニケーションサービス」と定義される「放送」

●使命 【メディア州間協定第26条】

- (1) 公共放送協会の使命は、コンテンツの制作と送信を通じて、個人および公共の自由な意見形成の過程における媒体としての役割を果たし、それによって社会の民主的、社会的、文化的な需要を満たすこととする。公共放送協会は、国際的、欧州の、国内的、地域的な出来事について、生活のあらゆる主要な分野で包括的な概観を提供することを使命とする。これらの活動を通じて、国際理解、欧州統合、連邦・州レベルでの社会的結束を促進する。公共放送協会は、教育、情報、助言、娯楽に資するものを提供しなければならない。特に文化に対し貢献を提供しなければならない。娯楽もまた、公共放送の特徴を有したものを提供しなければならない。
- (2) 公共放送協会は、その使命を果たすにあたり、報道の客観性および不偏不党の原則、意見の多様性、提供物の調和を十分に配慮しなければならない。
- (3) 公共放送協会は、その使命を遂行するために協力し、その内容を公法上の協定に明記しなければならない。
- (4) 公共放送協会は、第1項に規定するその使命を果たすために、第11a条（※公共放送のコンテンツに関する規定）にいうコンテンツの制作及び送信の際に協力する場合には、欧州連合の機能に関する条約（2016年6月7日付け官報第C202号47ページ）第106条第2項にいう一般的な経済的利益のサービスの提供も委託される。委託は、特に制作、制作の標準、放送サービス権の獲得、放送サービスの交換、提供物の送信及び再送信、調達制度、放送局のネットワークの運営、情報技術及びその他の基盤、業務過程の統一化、番組サービス並びに一般的な管理の分野について適用する。第16a条第1項第2文に規定する商業活動は、委託に含まれない。

出典：ドイツ基本法

<http://www.fitweb.or.jp/~nkgw/dgg/>

メディア州間協定

<https://www.ard.de/ard/die-ard/Medienstaatsvertrag-100.pdf>

- ARD,ZDFはそれぞれの同時配信・見逃し配信・オンデマンド配信を行うプラットフォームを持つ他に、共同運営する若者向けのプラットフォームを保有している。

ARDのインターネット配信(ARD Mediathek) (2007年～)

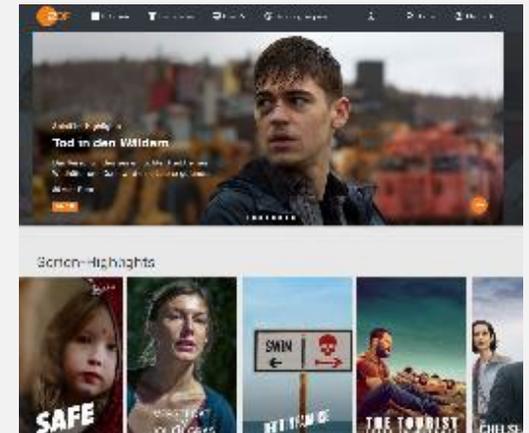
- ARDおよびその地方放送事業者のテレビ番組の同時配信
- 上記の見逃し配信 (基本30日間)
- オンデマンド配信



出典 : <https://www.ardmediathek.de/>

ZDFのインターネット配信 (ZDF Mediathek) (2008年～)

- ZDFののテレビ番組の同時配信
- 上記の見逃し配信 (基本30日間)
- オンデマンド配信

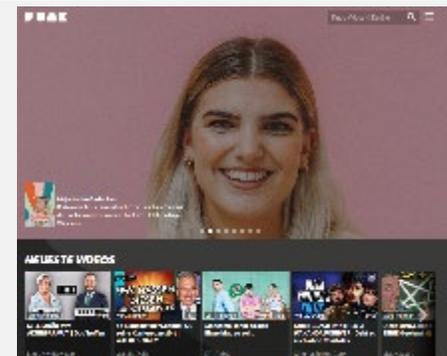


出典 : <https://www.zdf.de/>

共同のインターネット配信 (2019年～)

- Funk
 - 14から29歳までの若年層を対象とした独自コンテンツの配信

出典 : <https://www.funk.net/>



- ▶ ドイツでは、民間放送事業者が公共放送のインターネット上での拡大を契機として行った、欧州委員会への受信料の異議申し立てがきっかけで、テレメディア任務規制が国内法として制定されることになった。

民間放送事業者らの、欧州委員会への異議申し立て

- 2002年から2004年にかけて、民間放送事業者複数社および社団法人民間放送・通信協会が、公共放送の活動範囲の拡大を問題視し、当時の受信料をEU運営条約によって禁止された「国家援助」にあたるとして異議を申し立てた
- その中で、彼らは公共放送によるオンライン活動、新規のオンラインチャンネルなどを批判の対象とした

欧州委員会の判断

- 2005年、欧州委員会はドイツの受信料制度は禁止されている「国家援助」にあたるとの判断を示した
- 一方、ドイツ政府はその判断を否定する主張を行った

ドイツ政府・欧州委員会の合意

- 協議の結果、2007年にドイツ政府・欧州委員会が公共放送の予算の枠組みについて合意
- この際、欧州委員会はドイツの国内法に対して以下のような項目を盛り込むことを義務付けた
 - ① 「テレメディア」に関する公共放送の任務の基準を明確に規定する
 - ② 公共放送事業者が、上記の審査基準を具体化し、審査手続きを実行する
 - ③ 公共放送事業者には、新規もしくは変更のあるオンラインコンテンツに対し「三段階のテスト」を実行させる
 - ④ 「テスト」では（1）社会の民主・社会・文化的需要に応答、（2）ジャーナリズム上の競争に寄与（3）費用の明記を満たすかどうかの審査を行うこと
 - ⑤ オンラインコンテンツについての公共放送の役割は、ジャーナリスティックかつエディトリアルなものに限定
 - ⑥ 何が公共放送の任務に含まれ、何が含まれないのかについて具体例を示したリストを作成する

- ドイツ公共放送のオンライン・コンテンツ規制は、2009年に第12次改正放送州間協定で定められていたが、2019年に公共放送のオンライン・コンテンツ（「テレメディア任務」）についての改革を含む第22次改正放送州間協定が発効した。（※現在はメディア州間協定）
- 本協定では、ドイツ公共放送のオンライン・コンテンツは以下のように定義される。

第22次改正放送州間協定の内容（提供可能なコンテンツについて）

1. 「テレメディア・コンテンツ」の定義

- 「公共放送のテレメディア・コンテンツ」については、[「三段階テスト（次々ページに詳細記載）」](#)を合格したテレメディアであることや、ジャーナリスティックかつエディトリアルに指示・制作されていること、ネット固有の制作方法を含んでいること等の要件を満たすことが求められる。
 - ネット固有の制作方法：マルチメディア表現、検索サジェスト機能によるサポート、リンク、ライブアップデート、アニメーション、個人最適化、視覚障害者向けの音声ガイド機能、字幕制作、インタラクティブ要素など

2. 公共放送事業者の「テレメディア任務」の範囲

- ① [ジャーナリスティックかつエディトリアル](#)に指示・制作されたもの
- ② 自己の放送番組の[放送前・放送後のオンデマンド番組、独自の視聴覚コンテンツ](#)
- ③ 委託制作でない、購入された映画及びテレビシリーズ番組のうち、[放送後30日未満](#)のものであり、オンデマンド配信がドイツ国内に限定されている欧州作品である、[自己の放送番組のオンデマンド配信](#)
- ④ [開催後7日未満](#)に提供される[大規模イベント、ブンデスリーグの試合](#)である自己の放送番組のオンデマンド配信
- ⑤ 情報伝達、教育、文化分野のテレメディアである、[現代史・文化史的価値のあるアーカイブ](#)

- ドイツ公共放送のオンライン・コンテンツ規制は、2009年に第12次改正放送州間協定で定められていたが、2019年に公共放送のオンライン・コンテンツ（「テレメディア任務」）についての改革を含む第22次改正放送州間協定が発効した。
- 本協定では、ドイツ公共放送のオンライン・コンテンツとして以下のものが禁止されている。

第22次改正放送州間協定の内容（提供不可能なコンテンツについて）

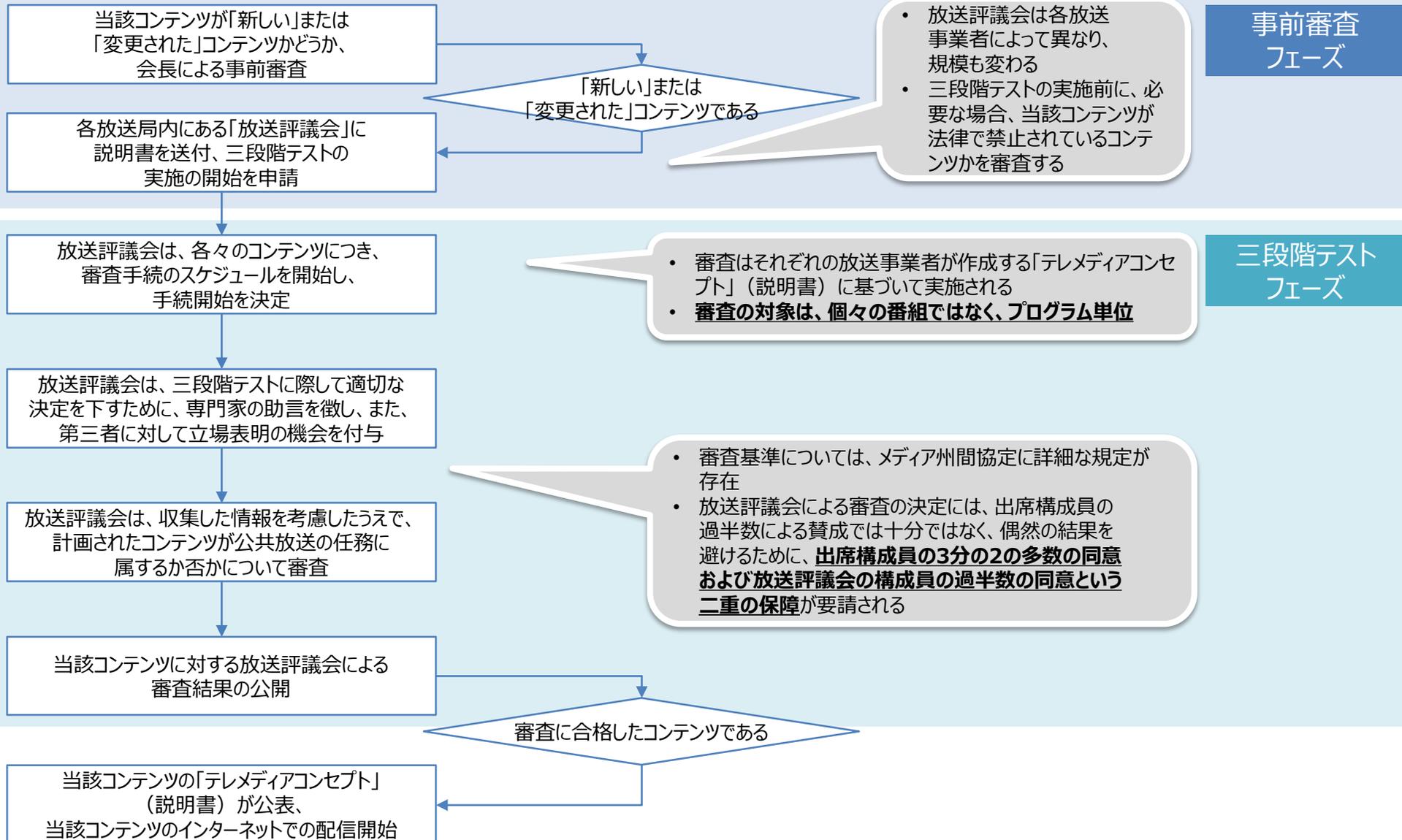
- **商業広告及びスポンサリングの禁止**
 - 公共放送が自らのポータルサイト以外でテレメディアを配信する場合も遵守が必要で、広告収入は得られない
- 委託制作でない、欧州外のオンデマンドの番組の禁止
- **全域的なローカルニュース報道の禁止**
- **ネガティブリストのコンテンツ**
 - 広告ポータル、料金比較ポータル、サービス・設備・製品の評価のためのポータル
 - 民間の子会社の独自の動画コンテンツへのリンクを除き、エディトリアルな審査を受けていないリンク、直接的に購買促進を行うリンクは不可
 - 他者の音楽作品のダウンロードサービスの提供の禁止（時間的に期限を設定されている、広告宣伝活動に関連するものは例外的に許される）
- **プレスに類似のコンテンツの禁止（2019年改正により追加）**
 - 「プレスに類似のコンテンツ」の概念は、「**プリントメディアの電子版だけでなく、形式及び内容という点で新聞又は雑誌に相応する、ジャーナリスティックかつエディトリアルに制作されたあらゆるコンテンツをいう**」とされている。
 - 「**番組に関連しない**」コンテンツは、それが「**プレスに類似する**」とみなされた場合、**その提供が禁止**される。「番組に関連しているか否か」については、番組のために使用された資料及び情報源が用いられ、さらに当該コンテンツがテーマや内容の面から番組をサポートし、背景情報も含めて内容を洗練させることに寄与するかどうかで判断される。
 - 新協定では、類似性の内容をより具体化し、争いがあるようなケースでは、**当該事案に介入しうる「調停委員会」の設置が新たに規定**された。**調停委員会は、公共放送事業者と各出版社協会が共同で設置**すべきとされている。

- ▶ ドイツ公共放送のオンラインコンテンツ規制は、2009年に第12次改正放送州間協定で定められていたが、2019年に公共放送のオンラインコンテンツ（「テレメディア任務」）についての改革を含む第22次改正放送州間協定が発効した。
- ▶ 提供可能なコンテンツの条件の1つである、三段階テストは以下のような基準で視点で審査される。

第22次改正放送州間協定の内容（三段階テストについて）

- 新しく制作された又は本質的に変更されたテレメディアコンテンツは、公共放送のテレメディア任務に適合しているかについて「三段階テスト」で審査される。具体的には、計画段階で以下の3点について、**放送評議会（各州の公共放送局ごとに設置されている最高機関であり、任命権や統制権が付与される）**に説明を求められる。
 - ① どの程度、社会の民主的、社会的、文化的な需要に応じているか
 - ② どの範囲で、質的な観点からジャーナリズム上の競争への寄与がなされるか
 - ③ どのような財政上の費用が必要か。
- 新しいテレメディアコンテンツまたは本質的な変更の採用が上記要件に適合しているか否かの決定には、管轄権を有する放送評議会の出席構成員の3分の2の賛成、かつ、少なくとも同委員会構成員の過半数の賛成が必要
- また、公共放送は放送評議会を介して新しい／変更されるテレメディアコンテンツを採用する前に第三者に対して立場表明の機会を与える必要がある。また、放送評議会は審査結果の決定前に独立した専門家による助言を受けることができ、特に関連市場への影響の推定については専門的助言を求めなければならない
- また、審査の後、当該テレメディアコンテンツについての情報を公共放送のウェブサイトで公表しなければならない

具体的には以下のようなプロセスで三段階テストは実施される。



ドイツの公共放送のオンラインコンテンツの展開経緯

※青字：オンラインコンテンツに関する動き

年	経緯
戦後	州ごとに放送局を設立
1970年	放送受信料制度について、ドイツ全州で統一的に整備（放送受信機単位で支払義務。2台目以降は免除）
1975年	公共放送の財源需要を審査し、答申するための委員会（KEF）を設置
1991年	ドイツ統一後、州間協定の締結
1996年	「放送財源州間協定」を締結し、KEFへの財源額の諮問及び受信料額の答申を制度化 オンラインコンテンツサービスを開始（この時点で法律上の明確な規定なし）
2000年	第4次放送州間協定で、オンラインサービスに関する規律を明記。公共放送はウェブコンテンツを拡大
2004年	第7次放送州間協定が公共放送が提供可能なオンラインコンテンツを厳格化
2005年	欧州委員会が、ドイツの受信料制度は「政府補助」にあたり、「政府補助の禁止」に違反するとの見解を報告
2007年4月	欧州委員会がドイツ政府が示した提案を承認。ドイツ政府は、受信料制度に関して法的な見直しを約束 欧州委員会は同時に、オンラインコンテンツについても「三段階テスト」などの新たな規律を義務づけ
2007年	テレビに加え、パソコン・携帯端末等のデジタル機器について受信料徴収を開始
2007年	ZDF Mediathekによるインターネット同時配信・見逃し番組配信サービスの開始
2008年	ARD Mediathekによるインターネット同時配信・見逃し番組配信サービスの開始
2009年	第12次放送州間協定で、オンラインコンテンツを「テレメディア」として放送とは区別した上で、公共放送の任務として位置づけ
2010年	全世帯負担の導入決定
2013年	全世帯への放送負担金制度の開始
2018年	連邦憲法裁判所による放送負担金制度の合憲判決
2019年	第22次放送州間協定で、公共放送の「テレメディア任務」の規制緩和と強化を実施
2020年	第22次放送州間協定を改正し、メディア州間協定を締結

- ドイツでは、2007年からインターネット接続機器に対して受信料の徴収を開始したところ、訴訟が頻発し、裁判所において合憲と判断されるも、負担の公平性確保が実現されることが前提との指摘も受け、全世帯からの徴収を行う負担金制度に移行した。
- 事業所の徴収金額が従業員数等に応じたものに移行したことにより、負担増となる事業所が生じ、裁判が提起されたが、最終的に合憲判決が下された。

- 1996年 インターネットサービスが開始、州間協定の改正により、インターネットに接続可能なデジタル機器も受信機扱いすることが規定された。
- 2006年 州の首相らが、2007年からのパソコン・携帯端末等のデジタル機器について受信料の徴収に合意するとともに、受信料の公平負担と簡素化のための制度改革検討の開始に合意した。
- 2010年 2010年に公共放送が依頼した専門家への鑑定書において、①税金化モデル、②国民一人一人から徴収する負担金モデル、③受信料額（テレビ・ラジオ）の一本化、④全世帯負担が検討され、受信機の所有にかかわらず全世帯に一律に課す負担金が、憲法的観点からも、実行可能性の観点からも、もっとも適切であるとの見解が示された（税金化モデルは、憲法上の公共放送の政治的独立の原則と反するとされた）。
- デジタル機器の所有者から受信料を徴収する合憲性について、連邦行政裁判所で争われ、徴収自体は合憲であるものの、徴収が正当化されるのは、正しく徴収が行われ、負担の公平等が実現されている場合のみである旨の留保がつけられた。
- 2013年 こうした議論を踏まえ、州間協定を改め、受信機の有無に関わらず、全世帯からの徴収を行う放送負担金制度へと変更が行われた。
- 2015年 放送負担金制度の導入後、収入が増加し、放送負担金の月額について17.98ユーロから、17.5ユーロへ値下げが行われた。
- 2018年 連邦憲法裁判所は、すべての世帯と事業所から「放送負担金」を徴収するドイツの公共放送の財源制度について、合憲であるとの判決を下した。ただし、別荘の所有者に負担金を別途課している点は違憲だとされた。

	旧「受信料」制度	新「放送負担金」制度
料額 (年額)	<p>テレビ：215.76ユーロ（2011年）</p> <p>ラジオ及び新型受信機 69.12ユーロ（2011年）</p>	一律220ユーロ（2021年）
受信料収入	ARD:53億ユーロ ZDF:18億ユーロ（2011年）	ARD:59億ユーロ ZDF:20億ユーロ（2021年）
支払率（※1）	98.3%（2011年）	93%（2021年）
支払者／徴収単位	受信機の設置者／ 個人：世帯、事業所：台数	すべての住居占有者及び事業主／ 個人：住居、事業所：従業員数等により設定
テレビ以外の受信機	PC、携帯電話も徴収対象	受信機の有無は問わない
強制徴収等／ 罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・強制執行あり ・受信機の所有者には届出義務あり。 ・1か月以上の届出遅滞及び6か月超の滞納に対し1000ユーロ以下の過料 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民データ（※2）と照合して未登録（未払い）であった住民を負担金サービス支払対象者として登録し、支払を督促。 ・強制執行あり。 ・1か月以上の届出遅滞に対し1000ユーロ以下の過料 6か月超の滞納に対し未払い金の1%の遅延損害金

※1 2013年に住民データとの照合を行ったことで、支払対象世帯が増え、分母が増加したことにより、支払率が下がっている。

※2 住民データは、行政が保有する名前・住所・出生日等に関するデータであり、2013年の新制度への移行に際し、全データが共同徴収機関に提供された。

- ドイツも、意見の多様性を保ち、必要なサービスを見つけられるようにする「プロミネンスルール」を制定。
- 公募ののち、公共／商業問わずに優先表示対象に指定されたためか、反発はあまりない模様。

「プロミネンスルール」制定経緯

- ドイツ州メディア監督機関連盟は、メディア州間協定第9条および第84条に基づき、情報空間上の意見の多様性を保ち、必要なサービスを簡単に見つけられるようにするために「公共価値リスト」を作成し、スマートTVなどでの表示順に関する指針を公開した
- 「公共価値リスト」は、意見の多様性を保つために見つけられやすくなりべきチャンネルのリストであり、公募ののち、連盟内部のZAK（認可・監督委員会）の審査を経て決定された
- リストには公共放送も商業放送も含まれており、中にはBBC World Newsといった国際チャンネルやローカルチャンネルも含まれる
- 州間協定第84条に基づき、技術的に難しい場合を除き、リストに沿った表示順は半年以内に実装されなければならない。有効期間は3年である

公共価値リストと推奨表示順

- | | | |
|--------|-------------------|--------------|
| 1. ARD | 3. RTL Television | 5. Prosieben |
| 2. ZDF | 4. SAT.1 | …以下41番まで |

民間メディア協会の反応

- 10年以上に渡る議論を経て、制限を課すのではなく、特定のサービスを推すことで、必要なサービスが見つかりやすい状態を作ることができた。決定を歓迎する

※RTL Television：ドイツの商業放送でヨーロッパ12か国でも放送している

※SAT.1：ドイツの商業放送で様々な出版社の合併会社としてスタート

※Prosieben：ドイツの商業衛星放送でヨーロッパ3カ国でも放送している

- 2022年6月、ドイツの放送法にあたる「メディア州間協定」の公共放送の任務についての規定を改正する法案が可決した。当該改正案は2023年1月の発効を予定している。
- 更に今後、2023年から25年にかけて、放送負担金の額の決定方法についても見直しを行う予定。

改正の狙い・目的

- ドイツの公共放送ARD、ZDF、ドイツラントラジオの任務をより明確に定義し、個々の番組やサービス全体の「公共放送らしさ」を際立たせること、それによって公共放送とその財源である放送負担金の必要性について国民の理解を促進すること
 - そのため、改正案では、公共放送の番組は「文化」「教養」「情報」「暮らしの助言」の4分野に資するものでなくてはならない、と定めた。
 - 更に、公共放送らしさ、の観点から娯楽番組については「公共放送としての性格に合致する娯楽は任務に含まれる」とし、提供してよい娯楽番組の条件を明確にした。
 - 番組の分類だけでなく、質の面においても「公共放送らしさ」を確保するため、公共放送の放送評議会の権限を強化し、番組の質に関する基準の策定と、その達成度の評価を行うこととした。
- もう一つの狙いとして挙げられるのが、国民のメディア利用が大きく変化する中で、公共放送のサービスを届ける手段について法律の縛りを緩めることで、将来にわたって技術革新に応じた柔軟な方法でサービスを届けられるようにすること

改正による具体的なサービスへの変化

- 公共放送の総合編成チャンネルは、**すべての時間帯で、「文化」「教養」「情報」「暮らしの助言」の4分野すべてに資するもの**となる
- 同様に、公共放送の番組配信サイトのトップ画面でも、4分野すべてに資するように番組を配置する
- 現在テレビ放送をしている18チャンネルの中でも、子供向けのKiKAや政治イベント中継のPhoenix等、**専門チャンネル7つについては、テレビ放送の義務付けが廃止**。公共放送の判断で、インターネット配信への切替、別のテレビチャンネルへの転換、サービスの終了が可能となる。

改正に対する事業者の反応

- **公共放送**
 - 歓迎の意を示している。
- **商業放送の業界団体（Vaunet）**
 - 公共放送の総合編成チャンネルで、すべての時間帯で「文化」「教養」「情報」「暮らしの助言」に資する番組編成が義務づけられたことについて、重要な前進だと評価。

- ▶ 昨今の経営体制における汚職事件等による公共放送の社会的信用の低下と、一方でデジタル時代において公共放送が果たすべき役割とを勘案し、公共放送改革のための5項目を掲げている。

背景

- RBB（ベルリン＝ブランデンブルク放送）の前ディレクターの汚職疑惑等により、公共放送の社会的受容が低下。
- 放送負担金も高騰を続けており、約84億ユーロと世界最大となる負担金収入も信頼喪失に拍車をかけている。
- 一方で、偏向と偽情報の時代には、公共放送は信頼できる情報を幅広く提供し、開かれた、多様で、教養のある、民主的な社会に中心的に貢献するという重要な使命を担っており、この責任をもっと果たせるようにしなければならない。

改革案概要

1

- 公共放送は、その教育・情報の使命に集中しなければならない。特に、ニュース、文化、教育、ドキュメンタリーなどの番組分野が含まれる。また、幅広い社会的側面をカバーし、バランスのとれた、政治的に中立で、地域的に差別化された報道もその使命のひとつである。レポートと解説は明確に分離する必要がある。エンターテインメントやスポーツも公共放送に含まれるが、教育や情報提供の使命が優先されなければならない。

2

- 放送負担金の値上げを中止すべきである。
- ARDとZDFによるイベントの同時並行放送は、不必要に人員と資金をかけるので、可能な限り回避する等、公共放送局間の協力体制を強化することで、コスト削減を模索していくべきである。

3

- 公共放送のトップレベルのスタッフの給与に自主規制をかけることを提案する。いかなる取締役も連邦首相より高い報酬を得るべきではない。給与体系に関しては、公共放送は連邦政府上層部の給与水準を参考にすべきである。

4

- 放送局の管理を大幅に強化し、放送局の外部の独立した第三者によって実施されなければならない。現行の自主規制の制度は是正される必要がある。
- 特に、サービスの拡大に伴う視聴者の追加的な金銭的負担が、ジャーナリズムの付加価値によって正当化されるかどうかを判断するための外部管理（例えば、州メディア監督機関（Landesmedienanstalten）による）が必要である。

5

- 公共放送の管理機構は、よりスリムで効率的なものにしなければならない。
- 例えば、ARDに加盟している公共放送事業者はそれぞれの行政のシナジーをより活用することが望ましい。このような公共放送局間の協力は、コスト削減の機会や相乗効果を活用するための基本的なモデルとなり得る。さらに、デジタル化は効率化にも大きく貢献する。

(3) フランス

フランス・テレビジョンの概要

社名	France Télévisions (FTV)
設置根拠	視聴覚法第44条の規定に基づき設立された持株会社であり、視聴覚法第47条の規定より、FTVの株式は国が100%所有している。
本社	仏国 パリ
設立	2000年8月の視聴覚法改正に伴い、9月に設立（France 2等の公共放送事業者を子会社とする持株会社） 2009年3月の視聴覚法改正に伴い、全国番組会社(放送局)に改編し、傘下にあったFrance 2やFrance 3などの5社と統合。現在は再度持株会社化
職員数	9,021人（2021年）
収入 (2021年度)	総収入：30億230万ユーロ（約3,855億円） 負担金：23億9,420万ユーロ（約3,074億円） 広告：4億2,650万ユーロ（約548億円）

提供サービス

テレビ	France 2（総合編成） France 3（ローカルニュース） France 4（若者向け） France 5（教育・教養） Franceinfo（ニュース専門） 他地域放送等
ラジオ	-
インターネット	France.tv（テレビ・ネット同時配信・見逃し・VOD）、 Franceinfo、SALTO（民放との提携）
国際	-

運営費用

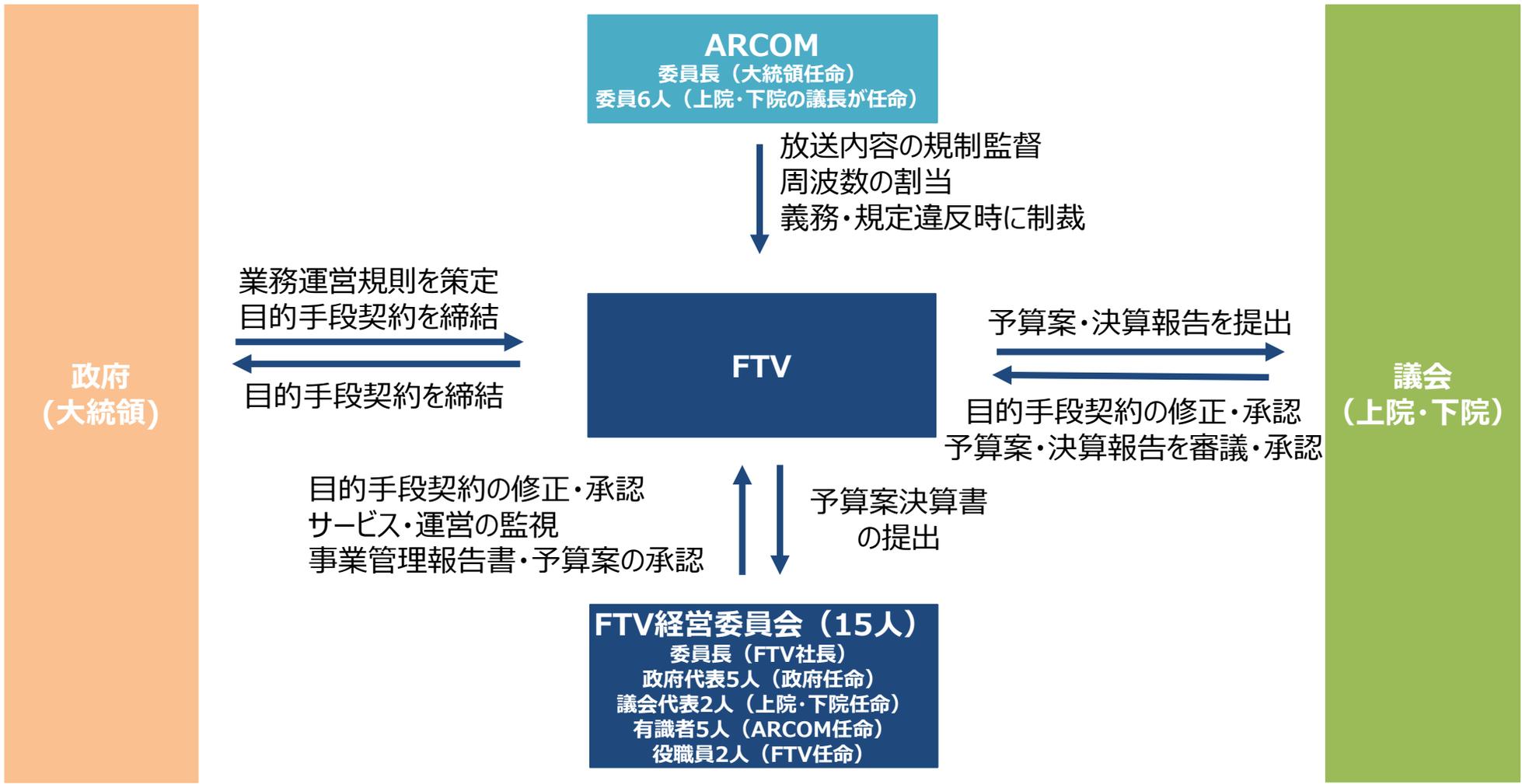
公共視聴覚負担金 (2022年)	廃止され、付加価値税の一部が運営費用に割り当てられることになった。
金額の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> 2022年9月に改正された、2006年12月30日付財務省令2005-1719号（1）セクション46に基づき、最高37億ユーロの付加価値税収入の一部がFTVに割り当てられる。 上記措置は2024年末まで実施される。その後は未定となっている
徴収後	2022年改正予算に関する、2022年8月12日付決定2022-0842号のセクション30によると、2024年度末までについては、立法府が今後配分を決定する。
不払者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○強制徴収：－ ○罰則等：有 付加価値税ガイドラインによると、支払額によって異なるが、付加価値税が課される事業者は、月次、四半期、年次で申告書を提出する必要がある。申告と納付は、電子的に行う必要があり、申告・納付を行わなかった場合、納付すべき付加価値税額の0.2%の罰金が発生

予算・決算

予算の最終決定	議会の承認
決定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> COM（目標手段契約）は、国とFTVの間で結ばれるもので、契約期間が3～5年である。COMにはFTVの各年の予想経費や予想収益額などが記載されており、契約調印に先立ち、議会と元老院の文化・予算担当委員会及び視聴覚高等評議会に送達され、国会審議が行われる。また、FTV理事会はCOMの承認と、執行の審議を行う。 議会は、予算案の採決に当たり、各公共放送会社への公的資金の分配を承認。
決算プロセス	会長は毎年国民議会と元老院の文化担当委員会に、同社の目標手段契約の執行に関する報告書を提出（視聴覚法第53条）

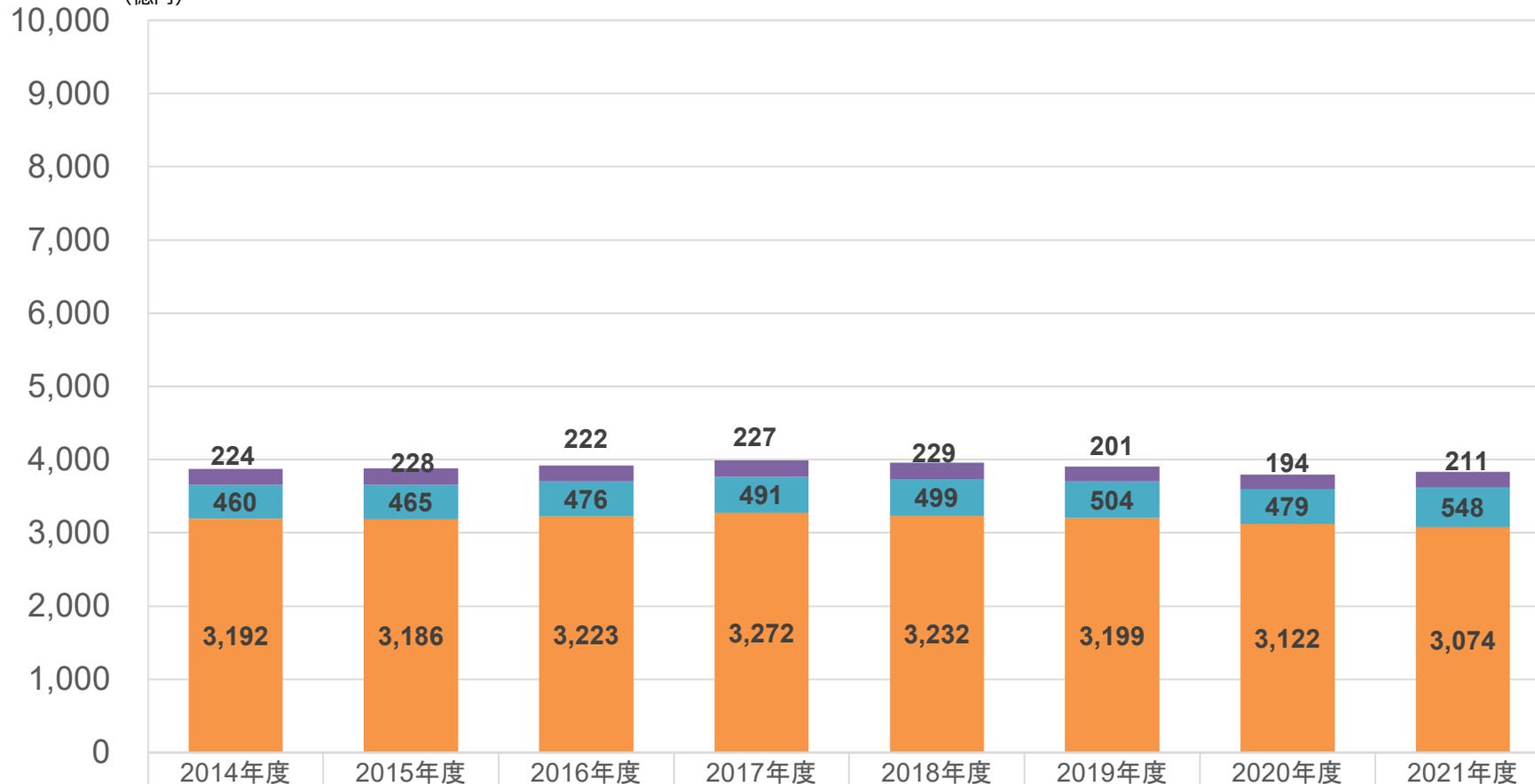
電気通信事業者負担金

電気通信事業者負担金	<p>電気通信事業者の国内総収入の1.3%</p> <p>※「2009年改正視聴覚法」第L32条の規定に基づき、「郵便・電子通信法典第32条の規定によるすべての電子通信事業者であって、仏でサービスを提供し、同法典第L33-1条の規定により電子通信・郵便規制機関（ARCEP）に事前に届け出た者を対象とする」とされている。</p>
-------------------	--



FTVの事業収入推移

(億円)

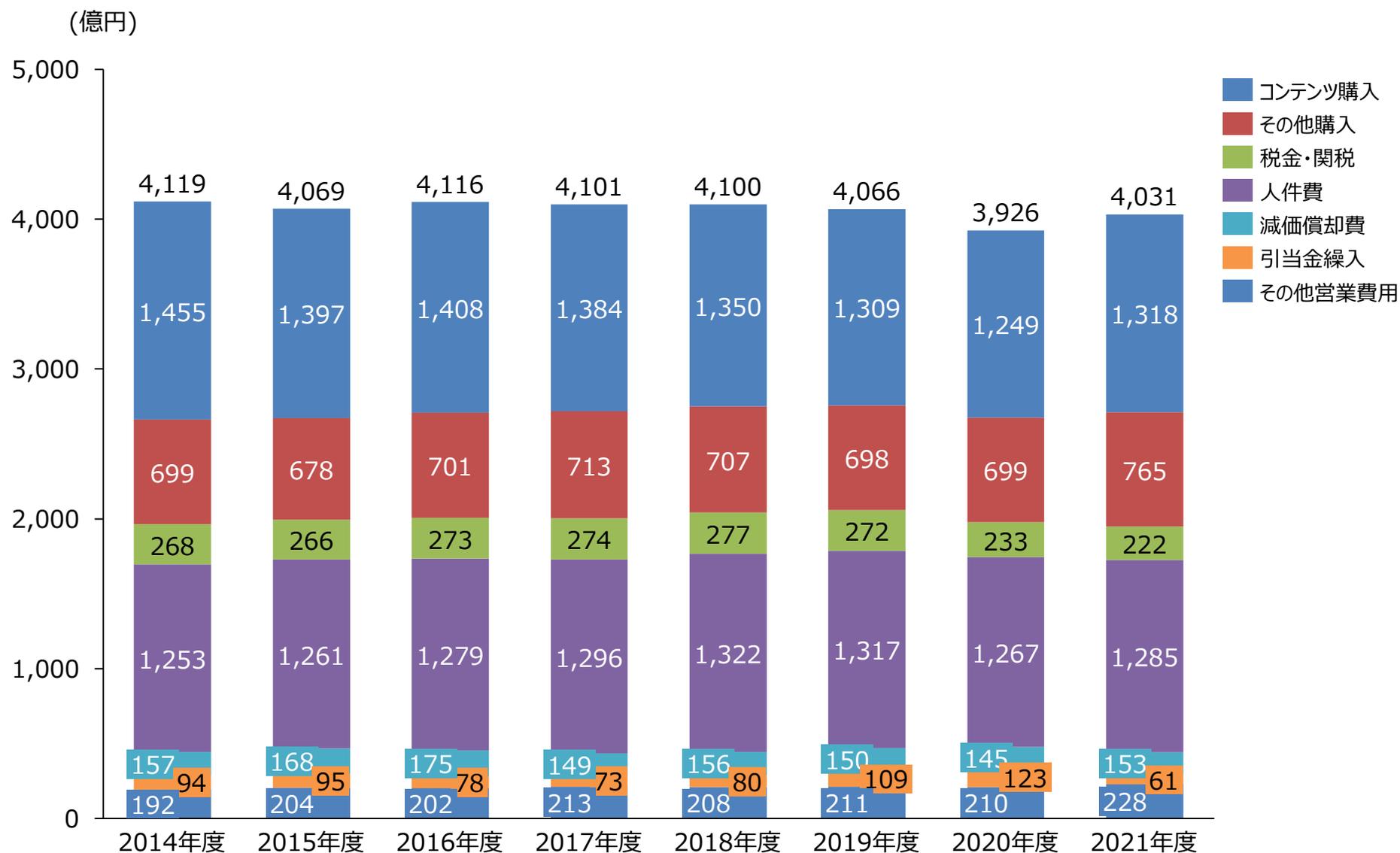


■ 政府交付金	0	0	0	0	0	0	0	0
■ その他の収入	224	228	222	227	229	201	194	211
■ 広告収入	460	465	476	491	499	504	479	548
■ 受信料収入	3,192	3,186	3,223	3,272	3,232	3,199	3,122	3,074

※ 円換算は2021年の年平均レートで計算（1億円未満四捨五入）（三菱UFJリサーチ&コンサルティング公表レート参照）

※ 「その他の収入」には、番組販売収入、製作収入、その他の事業収入が含まれる。「その他の収入」に含まれる収入項目は放送機関ごとに異なる。

FTVの事業支出推移



※ 円換算は2021年の年平均レートで計算（1億円未満四捨五入）（三菱UFJリサーチ&コンサルティング公表レート参照）

- 公共放送ならびに公共放送機関に関する規定は「コミュニケーションの自由に関する1986年9月30日の法律（放送法）」により定められている。
- 放送法第43-11条にて公共放送機関（視聴覚コミュニケーションの公的部門）の意義・目的が規定されている。

● 視聴覚コミュニケーションの公的部門【放送法第43-11条】

- 第44条及び第45条に掲げる会社（視聴覚コミュニケーションの公的部門＝FTV）は、公衆の利益のために、公益的使命を追求しなければならない。多様性と多元性、品質と革新性への要求、人権の尊重、憲法で定められた民主主義の原則を特徴とするプログラムとサービスを、あらゆる一般市民の階層に提供する。情報、文化、知識、娯楽、スポーツの分野で、アナログとデジタルの多様なプログラムを提供する。彼らは、民主的な議論、さまざまな層の人々間の交流、社会的包摂、市民権を促進する。彼らは、社会的結束、文化的多様性、差別との闘い、女性の権利を支持する行動を実施しなければならない。特に、男女の平等を促進し、性差別的な偏見、女性に対する暴力、家庭内暴力に対抗するとともに、フランス社会の多様性、特に海外領土におけるより良い代表性を確保することを目指す。フランス社会の多様性を反映したプログラミングを提供する。フランス語と、必要に応じて地域の言語を促進し、フランスの文化的・言語的遺産の多様性を強調する。知的・芸術的創造と市民的・経済的・社会的・科学的・技術的知識の発展と普及、視聴覚・メディア教育に貢献する。外国語の学習を促進する。環境と持続可能な開発のための教育に参加する。健康やセクシュアリティに関する情報を提供する。
- 彼らは、聴覚障害者のために放送している番組へのアクセスを、適した機器を使って促進する。
- 情報の正直さ、独立性、多元性を確保するとともに、平等待遇の原則と視聴覚連盟の勧告に従って、思想や意見の流れを多元的に表現しなければならない。
- 公共部門の視聴覚コミュニケーション機関は、その使命を遂行するために、対外的な視聴覚活動に貢献し、フランス語圏への影響力を高め、フランスの文化と言語を世界中に広めることに貢献する。また、[ビデオオンデマンド含む視聴覚サービスの様々なコンテンツを制作し、放送する](#)。また、新しい技術や、番組提供を豊かにしたり補完したりする可能性のある新しいサービスの開発にも力を入れる。
- 毎年、この条の規定の適用について報告するため、国会に報告書を提出しなければならない。

- フランスでは、「公共価値テスト」や「三段階テスト」に該当する審査はないが、国の関与の下、COM（目標手段契約）の中で中長期計画を定めており、その中で一部具体的サービスについても触れている。

COMとは

- COM（目標手段契約）は、公共放送が、その中長期計画（3か年～5か年）を政府と協議して決定し、その手段、すなわち財源を国家が保障するという、契約システム
- COMの原案は公共放送が作成するが、その内容については、経済省、財務省、文化・コミュニケーション省や監督機関ARCOMなどから担当者が加わって議論を行う
- また、COMの調印に先立ち、議会と元老院の文化・予算担当委員会及び視聴覚高等評議会に送達され、国会審議が行われる

COMの内容（抜粋）

2011年－2015年COM

- 5年間の14の目標
 - ③デジタル分野への全面展開を図る
 - ✓ 番組をインターネット（ニュース、スポーツ、VODプラットフォーム）上に展開し、SNSも活用した上で、スマートフォン向けアプリを開発する

2016年－2020年COM

- オンライン・放送の融合サービスの展開の加速
 - 24時間ニュース専門サービス（放送、インターネット同時配信）であるFranceinfoについて、ローカルニュースの強化による内容の多様化
- Netflixなど海外の動画配信事業者にフランスオリジナルコンテンツを積極的に提供する

- FTVには単独のインターネット配信サービスと、民間放送事業者と共同のインターネット配信サービス、また、政府傘下の国際ニュース専門インターネット配信サービスがある。

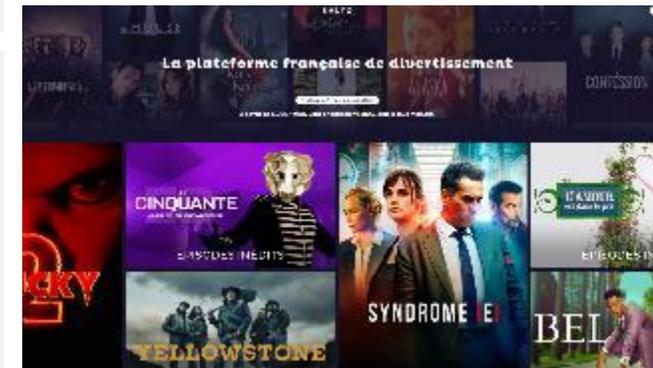
公共放送のインターネット配信サービス

- France・tv
 - FTVのテレビ番組の同時配信、見逃し配信、オンデマンド配信
 - 公共サービスの一部（サブスクリプションなど不要）
 - ネット専門の若者向けチャンネル、France・tvslashも配信
- Franceinfo
 - FTV、ラジオフランス、France Medias Monde（国際公共放送）が共同運営する、報道系の音声、動画のストリーミング、見逃し配信、VOD配信サービス



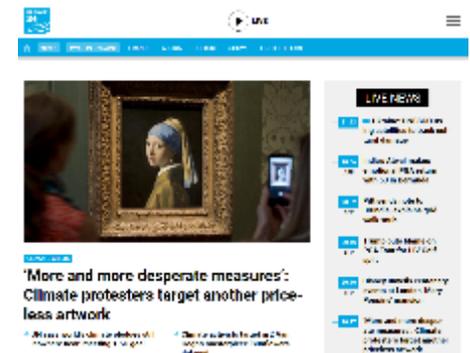
FTVと民間放送事業者と共同のインターネット配信サービス

- SALTO
 - FTV、商業放送TF1、M6が提携して2019年に開始されたサービスで、同時配信、見逃し配信、オンデマンド配信を行う
 - 不振のため、2022年からAmazonと提携
 - 有料の動画配信サービス（月6.99ユーロ）



FTVと関連があるインターネット配信サービス

- France24
 - かつてFTVと商業放送TF1の合併で運営されていた国際ニュース専門チャンネル
 - 現在は、政府の持ち株会社の傘下
 - 無料で視聴可能



FTVと商業放送の共同インターネットサービス SALTOのスタート

- FTVと商業放送のTF1、M6は、NetflixやAmazonなどの脅威に対抗するために共同の動画配信プラットフォームサービスを開発（SALTO）
- サービスは2018年6月に発表されたが、市場に及ぼす影響の調査に時間がかかり、競争委員会は2019年8月に条件付きで承認した
- 競争委員会は、承認にあたって3社が市場で価格調整を行うことや、特にフランスの番組配信の権利取得で協力し合うことなど、動画配信市場において独占的行為をしないよう求めている



SALTOのAmazonとの提携

- 2021年5月時点で、フランス内のVODサービスシェアでSALTOは第7位（利用率9.8%）となっており、第1位のNetflix（利用率65.1%）や第2位のAmazon Prime Video（利用率33.4%）に大きく差を付けられている状況であった
- 上記のような状況を踏まえ、2022年5月からAmazon Prime Videoと契約を結び、SALTOのコンテンツをAmazon Prime Videoにも提供することになった（サービス内の有料チャンネルの1つとして）

- ▶ フランスでも、ドイツ同様に、民間放送事業者が、受信料制度などが「国家援助」に該当するとして、欧州委員会に申し立てたことがあったが、欧州委員会はEU法には抵触しないと判断した。

2005年 オンライン国際情報チャンネル (France24) の開設

- 欧州委員会は、公式審査において「異議を提起しない決定」（国家援助だが、例外条件に該当する）と判断し、問題ないとした
 - France24の財源は国家予算であるため、国家援助に該当する
 - また、その予算はFrance24にだけ選択的に使用される
 - しかし、France24は国が定めた公共放送のミッションに適合するサービスである
 - また、BBC WorldやCNN Internationalの例を見ると自前で必要なサービス提供を満たすだけの資金獲得は困難で、公的資金の投入は必要
 - さらに、利潤が出た場合も公共サービスの任務遂行に再投資され、過剰支援にはならず、共同体の利益に反する国家援助にはあたらない

2005年 FTVの財源制度に対する申し立て

- 民間放送事業者TF1が申し立て
- 欧州委員会は、公式審査後、FTVの財源制度を、「当該財源が、共同体内の通商条件と競争に対して、共通の利益に反する程度で影響を及ぼさない」と判断し、「適切な制度」とした
- TF1は取り消しを求めて提訴したが、裁判所は棄却した

- フランスでは放送法によって、視聴覚メディアサービス（＝放送・ネットを問わないコンテンツ。また、公共放送・商業放送問わない）に対する規律が定められている。
- その内容は以下の通りである。（抜粋）

青少年保護

コンテンツの分類

- 表現の内容に応じた5カテゴリー（全視聴者向けから、18歳未満閲覧禁止まで）に応じて、ピクトグラムの表示や、アクセス可能時間に制限を設ける

コンテンツ倫理

人間の尊厳

- コンテンツは人間の尊厳を侵害してはならない

コンテンツの正確さ

- 発信者は情報の正確さと出所を確認する。不確実な情報は条件付きで提示する

アクセシビリティ

- 2010年3月10日指令の第7条では、視聴覚メディアサービス全般へのアクセシビリティの担保を奨励している。それを踏まえ、配信者は障害者などのためにコンテンツを利用しやすくすべきである

海外への配信

- 事業者は、海外への配信においても「コンテンツ分類」を遵守すべきである

※青字：オンラインコンテンツに関する動き

年	経緯
1922年	官設放送局の設立
1933年	ラジオ受信料制度の導入
1935年	広告放送の廃止
1949年	テレビ受信料制度の導入
1959年	受信料の徴収権限が政府から公共放送機関（RTF）へ移行
1960年	受信料の法的性格について「タックス・パラフィiscal（公課）」として憲法評議会決定
1968年	広告放送の導入
1974年	受信料の徴収権限が再び政府へ移行
2004年	公課制度の廃止に伴い「視聴覚受信料」への名称変更
2005年	欧州の公共放送で初となるVODサービスfrancetvodを開始（受信料支払の対象外）
2009年	公共放送負担金への名称変更、深夜帯の広告放送の廃止、電気通信事業者税による政府補助金の導入
2012年	FrancetvPluzz(後のfrance.tv)による同時配信・見逃し番組配信サービスの開始（受信料支払の対象外）
2013年	欧州司法裁判所が公共放送のための電気通信事業者税について「有効」の裁定 広告放送全廃（当初2011年末予定）の見送りが決定
2013年	2009年改正放送法の定める広告放送全廃（2011年末予定）の見送りを内容とする法律の成立
2014年	政府が政府補助金を今後3年間で10分の1程度へ削減することを表明
2015年	上院文化委員会に提出された報告書で、ドイツ式の受信料制度の導入が提言された
2015年	テレビ以外の、テレビコンテンツ視聴層への「公共放送負担税」導入が検討されたが、オランド政権が見送り
2017年	政府補助金廃止の予定であったが、廃止を取りやめ、2016-2020年のCOMではネット強化のため補助金増額
2017年	5つのVODサイトをfrance.tvに統一（受信料支払の対象外）
2022年	受信料の廃止と、2024年までの暫定措置として付加価値税の財源化の開始

- 1968年以降、フランスの公共放送では広告放送が認められていたが、2009年の視聴覚法の改正で、①深夜帯の広告放送廃止、②2011年からの広告放送全廃、③広告放送廃止に伴う財源不足を補填するため、商業放送事業者の広告収入及び電気通信事業者による視聴覚サービスの収益に課税が規定された。
- 2009年から広告一部廃止の収入減を補う政府補助金が導入されたが、2013年には財政難から広告放送全廃そのものが見送られるとともに、2014年からは政府補助金が削減され、2017年には廃止された。

1968年 商品名を提示した商業広告放送を導入

2008年 政府が広告放送廃止を宣言。その後、国会議員、関係省庁、放送監督機関である C S A 等からなる「新しい公共放送検討委員会」が設立され、①広告放送廃止、②広告放送廃止に伴う財源の不足分を国庫から補填、③商業放送事業者の広告収入及び電気通信事業者による視聴覚サービスの収益に課税することを提言

2009年 視聴覚法が改正され、①2009年から深夜帯の広告放送廃止、②2011年からの広告放送全廃、③広告放送廃止に伴う財源不足を補填するため商業放送事業者・電気通信事業者へ課税することを規定

2009年 欧州委員会からフランス政府宛に「電気通信事業者への課税は、行政負担を民間事業者に課すことであり、自由競争を前提とする E U 法と相容れない疑い」「通信事業者からの税収は、同じ業界の管理や規制のコストの削減のために使われるべき」との書簡を送付（※2002年3月7日付欧州指令第12条）

2011年 電気通信事業者連盟が、電気通信事業者に対する課税は違法として 欧州司法裁判所 に提訴したが、2013年6月に、「税制は国家の主権に存する」として法的に有効な税であるとの裁定。2016年には、電気通信事業者への課税の税率が国内総収入の0.9%から1.3%へ変更

2010年 欧州委員会からの書簡や、視聴者への意向調査の結果を踏まえ、広告放送の全廃の2年間延長を発表

2013年 財政難を理由に広告放送全廃そのものを見送る改正案を議会へ提出、成立

2014年 政府補助金を今後3年間で10分の1程度に削減することを決定（2017年廃止予定）

2017年 政府補助金廃止の予定であったが、廃止を取りやめ、2016-2020年のCOM（目標手段契約）では、ネット強化のため補助金を増額

年	経緯
2022年3月	マクロン大統領が、選挙公約として受信料の廃止を宣言
2022年4月	マクロン大統領が再選
2022年5月	閣僚会議の報告書で、「今年から公共放送への出資は永久に廃止され、代替りの財源は多元主義とメディアの独立という憲法上の目的に従って確保される」と発表
2022年7月	国会が受信料の廃止を承認
2022年8月	議会上院が、2022年度修正予算案の審査で、受信料の廃止に伴い、2024年末までの付加価値税の公共放送の財源化を承認 (今後2年間は年間37億ユーロが予算として割り当てられる。※従来の徴収総額は32億ユーロ)
2022年8月	野党が国家からの中立性を懸念し、憲法委員会が受信料の廃止が適法か確認し、承認された
2022年8月	2022年度修正予算案が公布され、受信料の廃止が正式化された
2022年9月	徴収が停止 (また、2022年1月まで遡って返金が行われる)

(参考)

欧州メディアフリーダム法

- 欧州委員会は2022年9月16日、欧州メディアフリーダム法案を採択（現在欧州議会及びEU理事会で審議中）
- 同法案は、EU域内のメディアの多元性と独立性の保護を目的とし、編集権への政治介入や監視に対するセーフガード措置等が規定されている。
- また、新たな独立機関として、欧州メディアサービス委員会を設立するとされている。
- 同法案の主な内容は以下のとおりである。

■ 編集の独立性の保護

- 加盟国によるメディアサービス提供者の編集決定への介入の禁止及び取材源に関する情報提供の強要の禁止
- メディアサービス提供者は、情報公開により所有者の透明性を確保するとともに、編集者の意思決定の独立性を保証するための措置を取らなければならない

■ メディア、ジャーナリスト及びその家族に対するスパイウェアの使用の禁止

■ 公共メディア (public service media) の独立性の確保

- 加盟国は、公共メディアの財源が十分かつ安定していることを確保しなければならない
- 公共メディアの運営者は透明性、公開性及び被差別性が確保された方法で任命されなければならない
- 公共メディアは多様な情報や意見を公平に提供しなければならない

■ メディア多元性のテスト (Media pluralism test)

- メディア多元性のテストとして、加盟国は、メディアの市場集中度 (Media Market Concentration) がメディアの多元性と編集の独立性に与える影響について評価する
- 加盟国がメディアに対して採る立法、規制、行政措置は正当かつ比例的でなければならない

■ 透明性のある国家の広報活動 (Transparent state advertising)

- 公共機関による広報活動の割当は、透明性と非差別性を確保するための基準に従わなければならない
- 視聴率測定システム提供者は、メディアの広告収入に影響を与える視聴率の測定手法に関する情報を開示しなければならない

■ オンラインにおけるメディアコンテンツの保護

- ディスインフォメーションのようなシステミック・リスクを伴わないコンテンツに関し、大規模オンラインプラットフォームが自社のポリシーに沿わない特定の合法メディアコンテンツを取り下げる場合には、事前にその理由をメディア提供者に対して通知しなければならない

■ メディアをカスタマイズする新たなユーザの権利

- ユーザが、各デバイスやインターフェイスにおいて、自身の嗜好に基づき設定をカスタマイズできる新たな権利を付与する

■ 欧州メディアサービス委員会の新設 (※)

- 各国のメディア当局から構成され、ガイドライン策定等において欧州委員会を補助するほか、各国の措置や決定に対して意見を発出することができる
- 公共の安全へのリスクがある場合にEU以外のメディアに対して各国が採る規制措置の調整、規模の大きいオンラインプラットフォームとの間の構造的な対話の組織、欧州ディスインフォメーション規則のような自主規制へのメディアセクターの遵守状況のモニターを行う

※ 欧州視聴覚メディアサービス指令により設置されている欧州視聴覚メディアサービス規制者グループの後継組織として設置される

- DSAの対象は、情報社会サービスのうちの「仲介サービス」「ホスティングサービス」「オンライン・プラットフォーム」「超大規模オンライン・プラットフォーム」

情報社会サービス

仲介サービス

ホスティングサービス

オンライン・プラットフォーム

超大規模 オンライン・プラットフォーム (+ 超大規模 オンライン 検索エンジン)

仲介サービス 【第2条(f)で規定】

ネットワークインフラを提供する仲介サービス。インターネットアクセスプロバイダ、ドメイン名レジストラの他、以下のホスティングサービスも含む。

第Ⅱ章では、「単なる導管」、「キャッシング」、ホスティングに分類してそれぞれの免責条件を規定。★**零細・小規模事業者(VLOPは除く)**は「**透明性報告義務**」を免除

ホスティングサービス 【同上】

クラウドやウェブホスティングなどのホスティングサービスの他、以下のオンライン・プラットフォームを含む。

オンライン・プラットフォーム 【第2条(h)で規定：第16条で規制対象から除外する小規模オンラインプラットフォームを規定】

オンライン・マーケットプレイス、アプリストア、コラボレーション・エコノミー・プラットフォーム、ソーシャルメディア・プラットフォームなど、売り手と消費者を結びつけるオンライン・プラットフォーム。★**零細・小規模事業者(VLOPは除く)**は免除

超大規模オンライン・プラットフォーム(VLOP) 【第25条で規定】

非常に大規模なオンライン・プラットフォームは、違法コンテンツの流布や社会的危害において特にリスクがある。欧州の4億5000万人の消費者のうち10%以上の消費者にリーチするプラットフォームについては、特定のルールが想定されている。

トリローグの合意により、超大規模オンライン検索エンジン(VLOSE)に関する義務も規定された(第33a条)。VLOSEにはVLOPとほぼ同様の義務が課される。

出典： 図および説明文は欧州委員会による説明を用いた。(検索エンジンの部分は加筆。)

https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-services-act-ensuring-safe-and-accountable-online-environment_en

- DSAでは、利用者の保護、利用規約の要件、違法なコンテンツ/利用規約違反コンテンツや違法行為への対応、オンライン広告に関する義務、透明性・説明責任に関する義務、その他（国内法定代理人やコンプライアンス責任者の設置、欧州委員会の監督権限や罰則（罰金）など）について、事業者の特性や規模に応じて規制を定めている。

事業者の特性に応じた規制	仲介サービス提供者、ホスティング事業者、オンライン・プラットフォーム、超大規模オンライン・プラットフォーム/超大規模オンライン検索エンジン、に段階的な義務を規定
超大規模サービス(※)に対する重点的な規定 <small>※ 4500万人以上(EU人口の10%に相当する)の利用者にリーチするサービス</small>	超大規模オンライン・プラットフォーム(VLOP)/超大規模オンライン検索エンジン(VLOSE)に対して、透明性の確保や透明性報告の追加的義務、データへのアクセス・アルゴリズムの説明、システミック・リスクの評価・軽減措置実施、危機の Protokol 作成、欧州委員会による独占的監督権限(調査、暫定措置、モニタリング、前年度の総売上高の6%を上限とする罰金等)、監督手数料負担(サービスの規模に比例し、全世界の年間純利益の0.05%を超えない)を規定
零細・小規模事業者への配慮	一定の義務免除(透明性報告義務、オンライン・プラットフォームの義務)、新規制適用の猶予期間延長(いずれもVLOPに該当する場合を除く)
事業者の透明性・説明責任を中心とした対応	説明や情報公開、関係者による情報へのアクセス権(利用規約での説明、透明性報告、データへのアクセス・アルゴリズムの説明(VLOP)、リスク評価・軽減措置実施(VLOP)等)
違法・利用規約違反コンテンツへの対応システム	通報制度の整備、信頼できる専門機関(信頼された旗手)との連携、対応結果(削除やアクセス制限等)の理由の通知、異議申立制度の整備、違法・無根拠な通報・異議申立の受付停止、それらの実施・対応状況についての透明性報告等
未成年者、障害者、少数者等を含むユーザ保護	ダークパターン・ユーザ操作等の禁止、未成年者にわかりやすい説明、未成年者に対するプロファイリングを用いた広告の禁止、特別カテゴリー情報(例:性的指向、宗教、民族性など)によるプロファイリングを用いた広告禁止等
深刻なリスク・犯罪行為、緊急事態への対応	取引事業者のKYBC*1、違法な製品・サービスを知った場合の利用者への通知*1、刑事犯罪の疑いの当局への通知(ホスティング事業者)、危機対応メカニズム(VLOP)等 <small>*1 消費者が取引者と遠隔契約を締結することを可能にするオンライン・プラットフォームの場合</small>

国	英国	ドイツ		フランス
規制機関	Ofcom	公共放送：放送評議会、テレビ評議会 民間：ZAK（州メディア監督機関の一部）		ARCOM
規制に用いられるルール	On Demand Programme Service Rules （※上記はOfcomが放送法を解釈して作成した条文であり、規制の根拠は放送法にある）	メディア州間協定		政令第 2021-793 号
規制対象	オンデマンドプログラムの配信サービスを編集・提供する英国に拠点のある事業者	「放送」に該当するコンテンツの配信者	「テレメディア」配信者	VOD事業者
規制内容（抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続き オンデマンドプログラムを配信するサービスを開始・大きく変更・停止する前に、Ofcomへの申請が必要である ・ コンテンツ内容 暴力や憎悪を煽る可能性があるコンテンツを配信してはならない。 ・ 広告 タバコ、処方薬を宣伝する目的のスポンサーを得てはならない。報道コンテンツはスポンサーを得てはならない。 ・ コンテンツの産地 毎年、配信されるコンテンツの30%以上がヨーロッパの作品でなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義 リアルなコンテンツ配信を行う、直近半年の平均視聴者数が2万人以上のサービス提供者 ・ 規制内容 通常の放送と同様の規制が適用される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義 あらゆる電子情報・コミュニケーションサービス ・ コンテンツ内容 -ジャーナリズム的編集が行われたテレメディアでは、入念に確認し、真実性を担保すべき -世論調査の報道時には、それが代表性があるものが明確に述べる必要がある -広告は、明らかに識別できなければならない ・ コンテンツの産地 毎年、配信されるコンテンツの30%以上が欧州作品でなければならない ・ 財政貢献 売上に応じ1.8-2.5%のビデオ税を課される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義 サブスクリプションビデオオンデマンドサービス、ペーパービュー又は無料視聴、キャッチアップTVサービスを含む、オンデマンド視聴覚メディアサービス ・ コンテンツの産地と目立たせ方 国内に拠点を置くVOD事業者が提供するサービスのうち、一定の規模のものは、カタログの60%以上を欧州作品、40%以上を仏作品で構成しなければならない。また、ホームページでの予告編や見出しの表示、おすすめ機能、検索機能、PR等を通じて、それら作品のを目立たせなければならない ・ 財政貢献 定額制VODは国内年間売上高の20%以上を欧州・仏作品の制作に拠出しなければならない。また、5.15%のビデオ税も課される

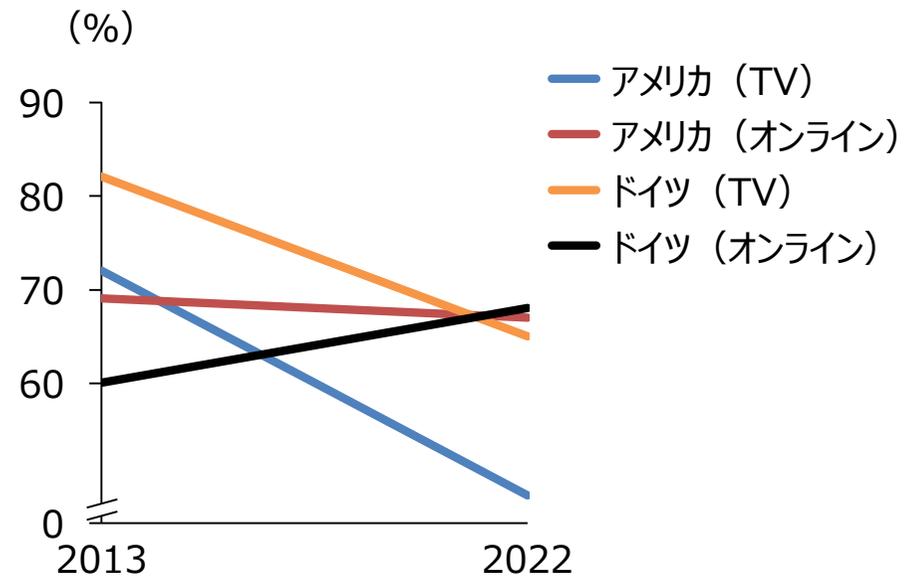
米国公共放送の概要

- 米国では、「非商業教育局」としての免許を付与された放送局が公共放送であり、非営利団体であるPBS（公共放送サービス）に加盟
 - 加盟局は349局（2020年）
- PBSは番組制作を行わず、加盟局が制作した番組や外部から調達した番組を全米の加盟局に配信
- 各局の財源は寄付、企業協賛金、政府交付金、自治体交付金など
- ミッションとして、「アメリカ最大の教室」「アメリカ最大の音楽・芸術のためのステージ」「世界に対する信頼できる窓」を掲げており、コンテンツは教育が中心となっている
 - 1969年～2015年には「セサミストリート」を放送

公正原則の廃止

- 米国では、全ての放送局は公共の問題を扱う必要があり、公正である必要があるという「公正原則」が合衆国憲法第1条の言論の自由に反するとして廃止になった
- 米国では、ニュースを見るのにTVを利用した人が2013年72%→2022年48%と大幅減少。一方ドイツでは、82%→65%

先週ニュースを見るのに使ったメディア



出典：ロイター「Digital News Report2022」
<https://reutersinstitute.politics.ox.ac.uk/digital-news-report/2022>

導入の背景

- 連邦議会がFCCに対し、公共の利益に資する場合にのみ放送局へ免許を付与するよう要求。
- 1949年、FCCは、放送局免許人による編集に関する報告書を提出。この報告書の中で、公共性の高い論争的な問題を公平でバランスのとれた方法で報道することが放送局の義務であるとする「公正原則 (fairness doctrine)」が示された。
(なお、この原則は、地上波放送のみを対象としたもの。)

公正原則の概要

- 公正原則は、次の2つの基本的要件から構成（非成文法）。
- 全ての放送局は、放送時間の合理的な部分を、公共の重要性を持つ論争的問題の議論と考察に充てなければならない。
- その際、放送局は、公正でなければならない（放送局は、提示された論争的問題に関して、責任ある人々が持つ対照的な視点を表現するために放送設備を使用できるよう、積極的に努めなければならない）。
- 上記に加え、1959年、FCC規則等が改正され、放送局に対する個人攻撃ルールと政治的編集ルールが制定。
(なお、これらのルールにつき、1969年に最高裁が合憲と判断。)
- 個人攻撃ルール
公共の問題に関わる個人に対して攻撃が行われた場合における、①放送から1週間以内での被攻撃者への通知義務、②放送番組のコピー（又はスクリプト、テープ）の提供義務、③放送局の設備を用いて応答する機会の提供義務を規定。
- 政治的編集ルール
放送局が特定の政治候補者を支持した場合における、対立候補（またはその代理人）に対する放送局の設備を用いて応答する機会の提供義務を規定。

廃止

- 1980年代には、ケーブルテレビや衛星放送の普及による放送メディアの変化及びレーガン大統領による規制緩和の推進等により、FCCが、公正原則の必要性、公正原則の合憲性等の検討を開始。1987年7月、FCCは、公正原則は政府の主観的な判断を要求するものであり、合衆国憲法修正第1条（言論の自由の保障等）に抵触すると判断し、公正原則の廃止を決議。
- 個人的攻撃ルールと政治的編集ルールについては、2000年、ワシントンDC控訴裁判所がFCCに対し、公正原則の廃止を踏まえた対応を取るよう命じ、FCCは、規則の執行を停止。2011年9月、下院通信技術委員長等により規則の関連規定の削除を求める書簡が送付されたことを受け、FCCにより関連規定が削除。